

「防災スペシャリスト養成」企画検討会

報告書

平成28年3月

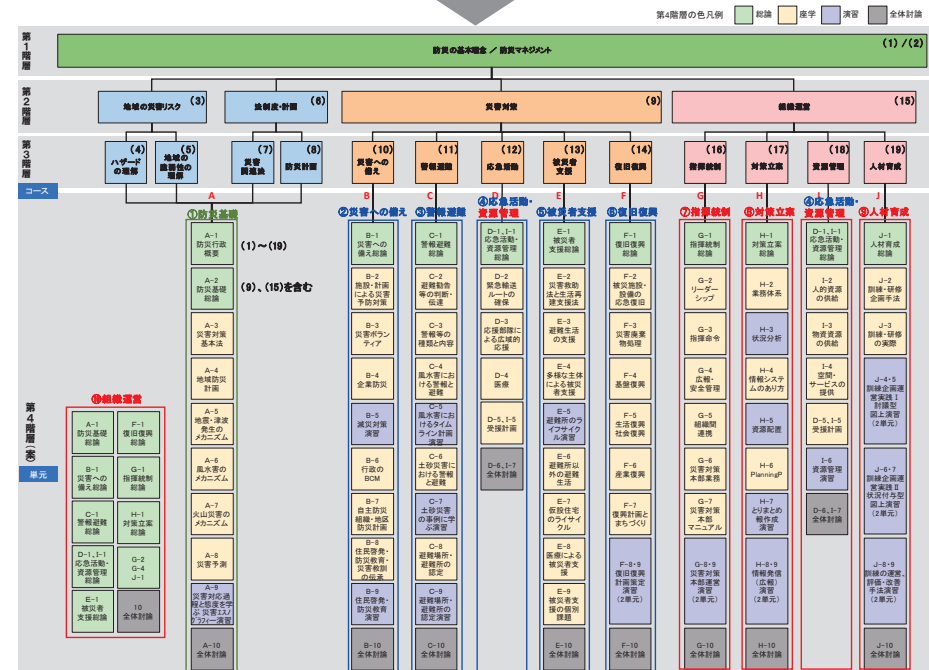
1. 研修体系の検証・見直し等

研修内容の適正化を図るために、委嘱したコーディネーターの意見を踏まえて、有明の丘研修(10コース)のコース間の講座の割り振りを行った上で、講座の見直しを実施した。

防災スペシャリストに求められる能力が効率的・効果的に身につけられるよう、コースや講座で教えるべき内容の適正化(標準化)を図るために、平成26年度に設定した有明の丘研修の体系及び講座の見直し結果を踏まえて、研修内容の体系を設定した。体系は第1階層から第6階層までの階層構造とし、各階層の設定基準を定め、第1階層から第4階層について内容の設定を行い、第3階層までを確定するとともに、研修のコースを見直した。

①計画立案	1.計画立案
②広報	2.広報
③総合	1.計画立案 2.広報 3.活動調整 4.実行管理
④被災対策	2.被災対策
⑤訓練企画	3.訓練企画
⑥情報・広報	4.情報・広報
⑦物資・物資・広域連携	5.物資・物資・広域連携
⑧避難支援・被災者支援	6.避難支援・被災者支援
⑨復興支援	7.復興支援

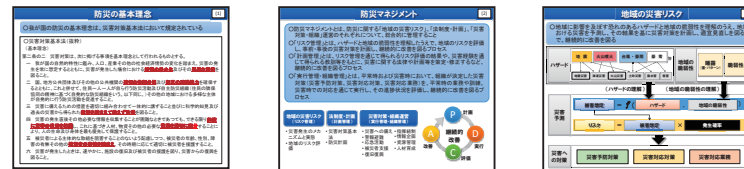
コース間の講座の見直し



研修内容の体系の見直し(第1階層～第4階層)

2. 標準テキストの構成の整理

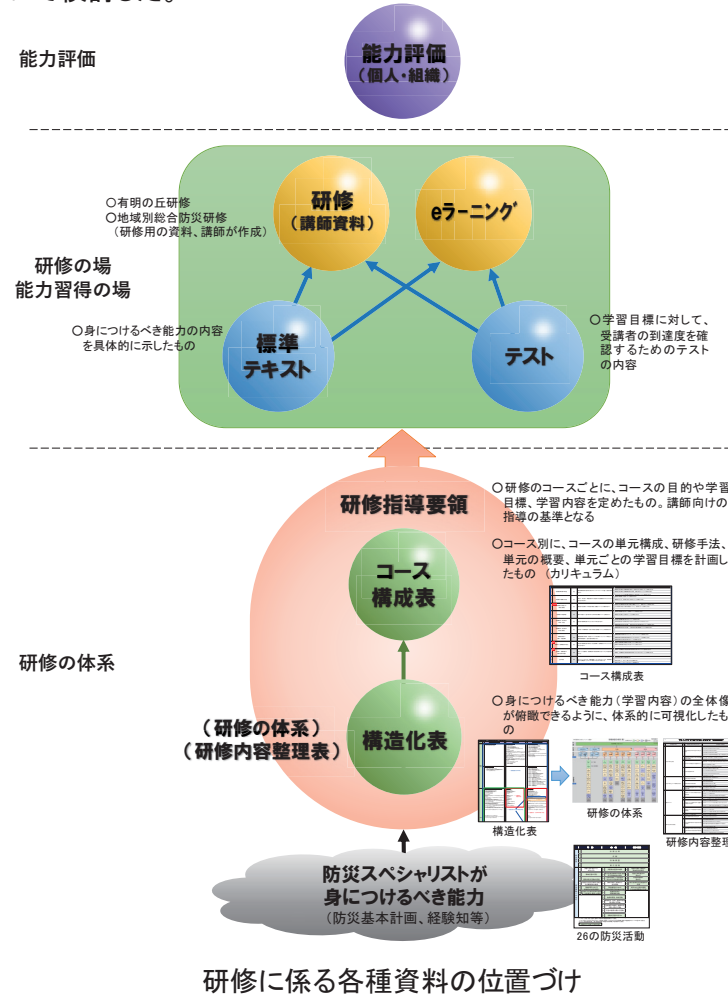
標準テキストは、研修内容の体系(第1階層～第5階層)の項目に対して作成することとし、第1階層から第3階層の各項目について標準テキストを作成した。



標準テキスト(イメージ)

3. 研修指導要領の整備

防災スペシャリスト養成研修の実施に必要な各種資料の関係を整理したうえで、講師向けに身につけさせるべき能力を示した指導の基準を定めた資料として「研修指導要領」を位置づけた。また、研修指導要領の内容について検討した。



4. eラーニングの設計

eラーニングは、学習の流れとeラーニングのコンテンツの位置づけを踏まえた上で、eラーニングのコンテンツである「クイズ」、「スライド学習」、「研修受講資格取得」におけるクイズ・テストの出題範囲や作成方法について検討した。

5. 能力評価の仕組みの設定

「個人の能力評価」と「組織の能力評価」に分けて、仕組みの具体化について検討した。「組織の能力評価」については、昨年度整理した目的、方法、仕組みの具体化を図るために、どのように評価するのかといった体制と仕組みについて検討した。

6. 人的ネットワークの活性化

人的ネットワークは、人的ネットワーク構築の仕組みである「①専用ホームページを通じた交流の場」、「②直接交流の場」、「③経験の場」の3つの場を提供することを基本とし、仕組みの一つである「①専用ホームページを通じた交流の場」については、Facebookを通じて平時から研修受講者同士のコミュニケーションを図ることとした。

7. 今後の課題

「研修体系の検証・見直し」、「標準テキストの構成の整理」、「研修指導要領の整備」、「eラーニングの設計」、「能力評価の仕組みの設定」、「人的ネットワークの活性化」の検討を通じて新たに示された課題や残課題については、次年度以降においても引き続き検討することとした。

1. 研修体系の検証・見直し等
2. 標準テキストの作成
3. 研修指導要領の整備
4. eラーニングの設計
5. 能力評価の仕組みの設定
6. 人的ネットワークの活性化

「防災スペシャリスト養成」企画検討会 報告書

目 次

これまでの経緯	3
企画検討の流れ（検討の全体の流れ）	9
1. 研修体系の検証・見直し	13
1.1 防災研修コーディネーター制度の充実	13
1.2 有明の丘研修の講座の見直し	14
(1) 講座の見直しの方法	14
(2) 講座の見直しの結果	16
1.3 研修内容の体系の設定とコースの見直し	17
(1) 研修内容の体系の枠組み	17
(2) 研修内容の体系の設定（第1階層～第4階層）とコースの見直し	18
(3) 今後の取組み（第4階層、第5階層、第6階層の設定）	22
2. 標準テキストの構成の整理	23
2.1 標準テキストの構成及び作成の考え方	23
(1) 構成の考え方	23
(2) 作成の考え方	23
(3) 作成上の留意事項	24
2.2 標準テキストの作成（第1階層～第3階層）	24
2.3 今後の取組み	28
3. 研修指導要領の整備	29
3.1 研修に係る各種資料における研修指導要領の位置づけ	29
(1) 各種資料作成の経緯	29
(2) 各種資料の内容と位置付け	30
3.2 「研修指導要領」の内容	32
3.3 資料間の関係の整理	33
(1) 研修指導要領と標準テキストの関係	33
(2) 標準テキストと研修資料の関係	33
4. eラーニングの設計	35
4.1 「eラーニングの設計」の検討内容と今後の取組み	35
5. 能力評価の仕組みの設定	37
5.1 「能力評価の仕組みの設定」の検討内容と今後の取組み	37
6. 人的ネットワークの活性化	38
6.1 「人的ネットワークの活性化」の検討内容と今後の取組み	38

7. 今後の課題	39
7.1 まとめと今後の課題	39
7.2 次年度以降の検討項目	41

関係資料

- 資料1. 委員名簿
- 資料2. 防災研修コーディネーター（内閣府）名簿
- 資料3. 「防災スペシャリスト養成」企画検討会の実施概要
- 資料4. 防災研修コーディネーターについて
- 資料5-1. 有明の丘研修（第1期）のコースの内容
- 資料5-2. 有明の丘研修（第2期）のコースの内容
- 資料6. 研修内容の体系（案）
- 資料7. 標準テキスト（案）（第1階層～第3階層）
- 資料8. 各資料の関係の図
- 資料9. 各種資料の例

これまでの経緯

未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災における政府の対応を検証し、同大震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や東海・東南海・南海地震（いわゆる「三連動地震」）等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図ることを目的とした中央防災会議の専門調査会として設置されていた「防災対策推進検討会議（平成 23 年 10 月設置）」の最終報告が示された。（平成 24 年 7 月）

この最終報告において、災害発生時対応に向けた備えの強化として、「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携」、「国・地方の人材育成・連携強化」、「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充」等を図るべきとの提言がなされた。

この提言を受け、内閣府政策統括官（防災担当）では、平成 25 年度より国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト養成研修」に取り組むとともに、研修の実施に不可欠な、災害対応に資する人材育成の方法など「防災スペシャリスト養成研修」の運営全体について検討するため、企画検討会を設置した。

平成 25 年度「防災スペシャリスト養成研修」企画検討会では、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」と「国・地方のネットワークを形成できる人」を「防災スペシャリスト」に求める人材像とし、そのような人材を育てるための学習項目を整理するとともに、それらを基に「防災スペシャリスト養成研修」の研修コースを設定した。また、「防災スペシャリスト養成研修」全体の学習項目の整理にあたっては、「活動の前提」の観点から必要な能力を整理するとともに、「防災スペシャリスト」が実施する 26 の防災活動ごとに、「活動遂行能力」の観点から必要な能力を整理し、それらの能力を身につけるための学習すべき項目と内容を整理した。個別の研修コースの設定にあたっては、「本部運営の中核的役割を担う職員」、「個別課題の対応に専門的に従事する職員」、「防災部門への新任職員」を対象に、各対象が身につけるべき能力を踏まえて、先に整理した「活動の前提」及び「活動遂行能力」を身につけるための学習項目から、各研修に必要な学習項目を選択して講座の設定を行った。その結果、有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用して行う研修（以下「有明の丘研修」という。）として、総合管理コースで、「総合」、「計画立案」、「広報」の 3 コース、個別対策コースで、「減災対策」、「訓練企画」、「警報・避難」、「避難収容・被災者支援」、「物資・物流 広域応援」、「復旧・復興 被災者生活再建」の 6 コース、防災基礎コースの計 10 コースを設定するとともに、全国を 9 つの地方ブロックに分けて行う研修として「地域別総合防災研修」の実施が提案された。

これらの検討結果は、「防災スペシャリスト養成研修」企画検討会報告書（平成 26 年 3 月）のとおりである。なお、同報告書では、研修を実施していく上で、標準テキストの整備、e ラーニングの整備、人的ネットワーク形成の仕組み、能力証明の仕組みが不可欠であることが、今後、検討すべき課題として指摘され、26 年度以降、研修の実施

と並行して検討を進めていくことが必要であることが示された。このため、平成 26 年度から新しく「防災スペシャリスト養成」企画検討会を設置し、指摘のあった課題等の検討を行った。

平成 26 年度においては、前年度に検討した研修のコース設定に基づき、施設研修として、「有明の丘研修」を第 1 期と第 2 期の 2 回実施した。また、全国 9 ブロックに分けて「地域別総合防災研修」を実施した。

企画検討会では、前年度に整理した「身につけるべき能力の考え方」を踏まえて、防災スペシャリストが身につけるべき能力を習得するための研修方法として、読書、eラーニング、講義、演習、人的ネットワークを位置付けるとともに、研修を通じて身につけた能力を証明する段階や方法について検討し、個人及び組織の能力を高める仕組みについて整理した。次いで、個人及び組織の能力を高める仕組みを踏まえて、防災スペシャリストが実施すべき 26 の防災活動ができる職員を養成するための研修コースについて、26 の防災活動と身につけるべき能力の関係から、10 のコースと各コースで身につける能力を設定し、有明の丘研修において実施した。また、すべての研修方法の共通基礎となる標準テキストの作成方法や、能力証明や能力評価（自己点検）の仕組み、eラーニングの段階的整備の考え方や具体的な整備・運用管理体制、参加した者同士が相互に補完しながら能力を高める人的ネットワークの仕組みについて検討した。

これらの検討結果は、「防災スペシャリスト養成」企画検討会報告書（平成 27 年 3 月）のとおりである。なお、同報告書では、研修体系の検証・見直し等、標準テキストの構成の整理、研修指導要領の整備、能力評価の仕組みの設定、eラーニングの設計、人的ネットワークの活性化といった新たな課題が指摘され、次年度以降においても検討を進めていくことが必要であることが示された。

平成 27 年度においては、前年度に引き続き「有明の丘研修」及び「地方別総合防災研修」などの施設研修を実施した。また、企画検討会においては、各研修から得られた研修の企画運営に係る知見等を活用しながら、前年度に示された課題である研修体系の検証・見直し等、標準テキストの構成の整理、研修指導要領の整備、eラーニングの設計、能力評価の仕組みの設定、人的ネットワークの活性化について検討した。

1. 防災スペシャリストのあり方

「防災スペシャリスト」に求める人材像

◆ 危機事態に迅速・的確に対応できる人

- 的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応することで、被害の最小化を図ることができる
- ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応し、迅速な回復を図ることができる
- 災害から得られた教訓を踏まえて、継続的な改善を推進できる
- ハード・ソフトをバランスよく組み合わせて、最善の対策を実施できる
- 組織の中で率先して防災力を高めることができる

◆ 国・地方のネットワークを形成できる人

- 防災関係機関等と緊密に連携・協力し、最善の対策を推進できる
- 日頃から多様な主体と連携・協力し、自発的な防災活動を促進できる

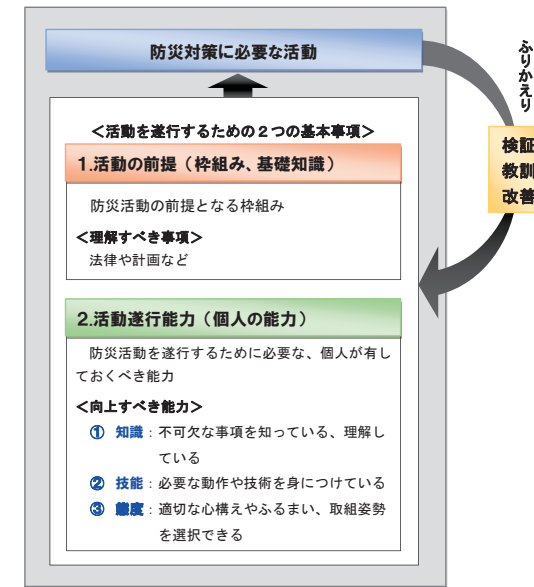
実施する26の防災活動

「防災スペシャリスト」が実施する防災活動を、「総合調整」と「予防、応急、復旧・復興の各段階における個別課題への対応」の観点から、26の防災活動として整理した。

	予 防	応 急	復 旧・復 興
総合調整	1	計画立案	
	2	広 報	
	3	活動調整	
	4	実行管理	
個別課題への対応	5	11	22
	6	12	23
	7	13	24
	8	14	25
	9	15	26
	10	16	
		17	
		18	
		19	
		20	
		21	

身につけるべき能力の考え方

防災活動の実施を可能にするために必要な能力を「活動の前提」「活動遂行能力」の観点から整理することとした。



「防災スペシャリスト」に求める能力

「本部運営の中核的役割を担う職員」及び「個別課題の対応に専門的に従事する職員」別に、役割に応じて求められる具体的な能力を整理した。

本部運営の中核的役割を担う職員	個別課題の対応に専門的に従事する職員
<ul style="list-style-type: none"> ● 組織のトップの横刀として、防災業務を全般的に知り、調整できる。（マネジメント力【主】） 【計画立案】 情報不足あるいは情報集約の状況であっても、事態の本質を見抜き、今後の展開を予測し、迅速かつ的確に対応を決定できる 【広 報】 組織が伝えたい情報の選別など、情報の一元的な管理ができ、必要とされる情報を的確かつ分かりやすく速やかに発信できる 【活動調整】 関係者との適切な分担協力体制を築き、緊密に連携・調整して、対策を実施できる 【実行管理】 目標の達成度の確認と進捗を管理し、継続的に改善を図ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災業務全般に関する基礎的な知識があり、一定程度の調整ができる。（マネジメント力【副】） ● 予防、応急、復旧・復興の各段階における専門的な業務を、迅速かつ適切に実行できる。（オペレーション力【主】） 【知識】 防災活動を行う上で不可欠な事項や情報を知っている、認識・理解している 【技能】 防災活動を行う上で必要な動作や技術を身につけている 【態度】 防災活動を行う際に、状況に応じた適切な心構えやふるまい、取組姿勢を選択できる

2. 人材育成の体系

- 「内閣府研修」においては、防災スペシャリストが身につけるべき「知識」「技能」「態度」を向上させるとともに、人的ネットワークの構築を強化することを目指す。
- 他の研修機関が既に実施している研修と分担・協力する。

新たな「有明研修」のコース設定

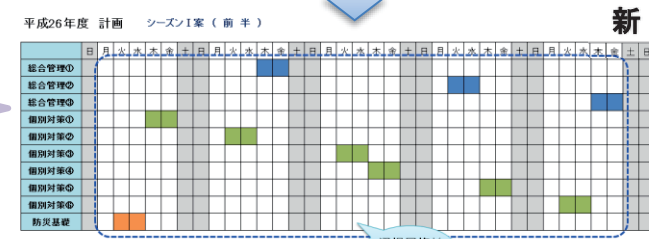
コース	期間	テーマ	活動の前提	身につける能力		
				知識	技能	態度
1 総合管理	2日間	3テーマ	—	◎	◎	◎
2 個別対策	2日間	6テーマ	—	◎	◎	△
3 防災基礎	2日間	1テーマ	◎	△	—	◎

(◎はコースの重点、○は個別課題に応じた内容を学習、△は総論として学習)

ワークショップや演習等、他者とのかわり合いやフィードバックのあるアクティブラーニング型の研修を中心に実施することで、分析力・統合力・評価力を高める。

3. 防災スペシャリスト養成研修

- 有明で実施する「有明研修」と地方で行う「出前研修」の2つに分け実施する。
- 「有明研修」は、防災スペシャリストに求める能力は役割に応じて異なることを踏まえて、「本部運営の中核的役割を担う職員」、「個別課題の対応に専門的に従事する職員」、「防災部門への新任職員」を対象に、「総合管理」、「個別対策」、「防災基礎」の3コースを整備する。
- 「出前研修」は、地方を9ブロックに分け、各地域における災害発生上の特性を踏まえたテーマ設定で、災害対応に必要な知識や態度の習得を効果的に行う。
- 研修後のフォローアップや人的ネットワーク強化・充実のための「交流事業」を実施する。



個人・組織が強化したい能力を自由に選定し、組み合わせることで履修できるよう、1テーマ2日間で基本とする。

「有明研修」スケジュールイメージ

4. 今後の課題

- 防災活動に取り組む上で学ぶべき基礎的な能力についてまとめられ、かつ、それに基づいて研修を組み立てることができる「標準テキスト」を整備すべき。
- 基礎的な知識について、どこでも自ら学習できるように、学ぶ機会の増大に資するeラーニングの整備を進めるべき。
- 定期的な交流の機会の確保（災害対応カンファレンス）や、受講者メーリングリストの整備などにより、研修受講者間で継続的につながりを持てる人的ネットワーク形成の仕組みづくりを行うべき。
- 資格制度やポイント制度など、研修を受講した本人や職員を研修に派遣した組織に対して能力を証明する仕組みを導入すべき。将来的には、人事制度の一部となるような仕組みを検討すべき。

2. 研修のコースの確立

「防災スペシャリスト」が実施する26の防災活動が適切に実施できるようになるために、身につけるべき能力の観点から、「①防災基礎」から「⑩総合」の10コースを研修のコースとして設定した。

コース	予 防	応 急	復旧・復興
総合調整	1	計画立案	
	2	広報	
	3	活動調整	
	4	実行管理	
個別課題への対応	5	11	22
	6	12	23
	7	13	24
	8	14	25
	9	15	26
	10	16	
		17	
		18	
		19	
		20	
		21	

1~4は、予防、応急、復旧・復興に共通する重要活動として設定
 1~3: National Preparedness Goal 主要な設定、4: PDCAサイクルの明確・改善の重要性から1~3に追加して設定
 5~10: 「防災基礎計画」第二編「被災者に共通する対策」の各項目から設定
 11~26: 内閣府が主に対象とする防災活動

⑧計画立案	1.計画立案
⑨広報	2.広報
⑩総合	1.計画立案 2.広報 3.活動調整 4.実行管理

2.減災対策	3.訓練企画	4.情報・避難	5.物資物流・広域行政	6.避難収容・被災者支援	7.復旧復興・被災者生活再建
防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 6. 事故災害の予防 7. 国民の防災活動の促進 8. 事故災害における再発防止対策の実施 9. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 9. 国民の防災活動の促進 10. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 11. 災害発生直前の対策 12. 被災後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 13. 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動 14. 救助・救急、医療及び消火活動 15. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 16. 避難収容及び情報提供活動 17. 物資の調達、供給活動 18. 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 19. 社会秩序の維持、物産の安定等に関する活動 20. 応急の教育に関する活動 21. 自発的支援の受入れ	防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 22. 地域・復興の基本方向の決定 23. 迅速な現状復旧 24. 計画的復興の進め方 25. 被災者等の生活再建等の支援 26. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	防災活動を行う上で不可欠な事項や情報 27. 被災者等の生活再建等の支援 28. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

①防災基礎	②防災活動の概要	③防災活動の概要	④防災活動の概要	⑤防災活動の概要	⑥防災活動の概要
22の防災活動全体に関する基礎的な知識 ・国土の特徴と災害 ・防災活動の流れ(応急、復旧復興、予防) ・災害対策基本法等 ・防災計画等 ・災害発生メカニズム	6. 7. 9. 10	7. 10	11. 13. 16	12. 15. 17. 21	16

・ 図中の1~26の番号は、「防災スペシャリスト」が実施する26の防災活動(上の図)の各防災活動を示している。
 ・ 図中の「防災活動を行う上で不可欠な事項や情報」と「防災活動の概要」で示されている番号は、26の防災活動の中の「個別課題への対応」のうち、内閣府が主に対象とする16の防災活動を示している。
 ・ 図中の「22の防災活動」は、「防災スペシャリスト」が実施する26の防災活動のうち、「個別課題への対応」に関する5~26の防災活動のことである。

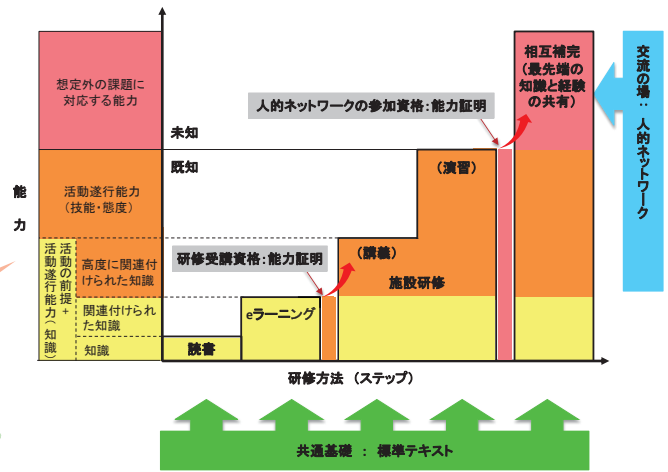
3. 標準テキストの作成方法

2章で確立した研修の10コースごとに、すべての研修方法の共通基礎となる標準テキストの作成方法を設定した。

1. 防災スペシャリスト養成の仕組み

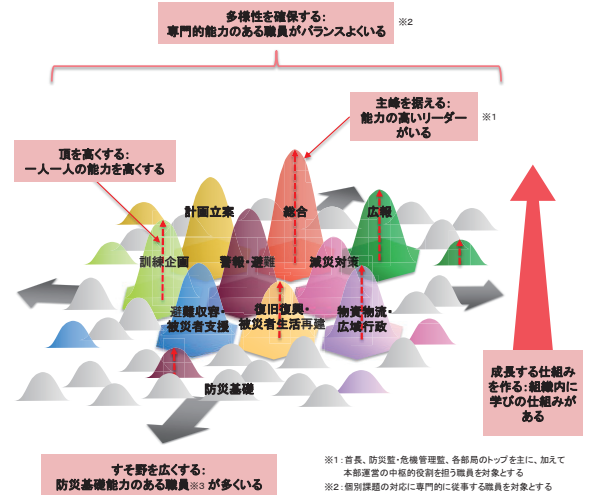
個人の能力を高める仕組み

個人の能力を高めるためには、「読書」、「eラーニング」、「施設研修(講義、演習)」の3つの研修方法に段階的に取り組むことで、「活動の前提」及び「活動遂行能力(知識・技能・態度)」を段階的に身につけ、その後は、「人的ネットワーク」を活用した研修修了者同士の相互補完により最先端の知識と経験を得ることで継続的に能力の維持・向上を図る仕組みが必要である。



組織の能力を高める仕組み

組織の能力を高めるためには、対応力(人)に着目し、「個人の能力を高める仕組み」を活用して「一人一人の能力を高める」とこととした。また、「能力の高いリーダーがいる」、「専門的能力のある職員がバランスよくいる」、「防災基礎能力のある職員が多くいる」、「組織内に学びの仕組みがある」という4つの項目について、組織の「能力評価(自己点検)」を行うことで、不足する項目を明らかにし、その強化を図る仕組みを作ることとした。



※1 部長、防災監・危機管理監、各部長のトップを中心に、加えて本部署の中核的役割を担う職員を対象とする
 ※2 個別課題の対応に専門的に従事する職員を対象とする
 ※3 防災活動を行う上での特長や最低限理解しておくべき基礎的な知識を習得した職員

7. 今後の課題

「研修のコースの確立」、「標準テキストの作成方法」、「能力評価の仕組み」、「eラーニングの仕組み」、「人的ネットワーク構築の仕組み」の検討を通じて新たに示された課題については、次年度以降においても引き続き検討することとした。

1. 研修体系の検証・見直し等
2. 標準テキストの構成の整理
3. 研修指導要領の整備
4. 能力評価の仕組みの設定
5. eラーニングの設計
6. 人的ネットワークの活性化

6. 人的ネットワーク構築の仕組み

人的ネットワークは、最先端の知識と経験を共有し、想定外の課題に対応する能力を身につけるために、3つの「交流の場」を提供することで構築することとした。

目的	交流の場
最先端の知識と経験を共有し、想定外の課題に対応する能力を身につけるための「交流の場」を提供する	いつでもどこからでも自由に参加できる「専用ホームページを通じた交流の場」 顔の見える交流を行う「直接交流の場」 経験を通じて能力向上を図る「経験の場」

5. eラーニングの仕組み

eラーニングは、「研修受講資格を取得する」と「関連付けられた知識を身につける」の2つを目的とし、4つのステップで段階的に整備を進めることとした。

目的	身につける能力	整備段階
研修受講資格を取得する	最低限理解しておくべき基礎的な知識	Step 1
関連付けられた知識を身につける	法律や計画などの防災活動を行う上での枠組みや、最低限理解しておくべき基礎的な知識	Step 2
	個別課題への対応に係る防災活動を行う上で不可欠な事項や情報	Step 3
	本部運営の中核となる防災活動を行う上で不可欠な事項や情報	Step 4

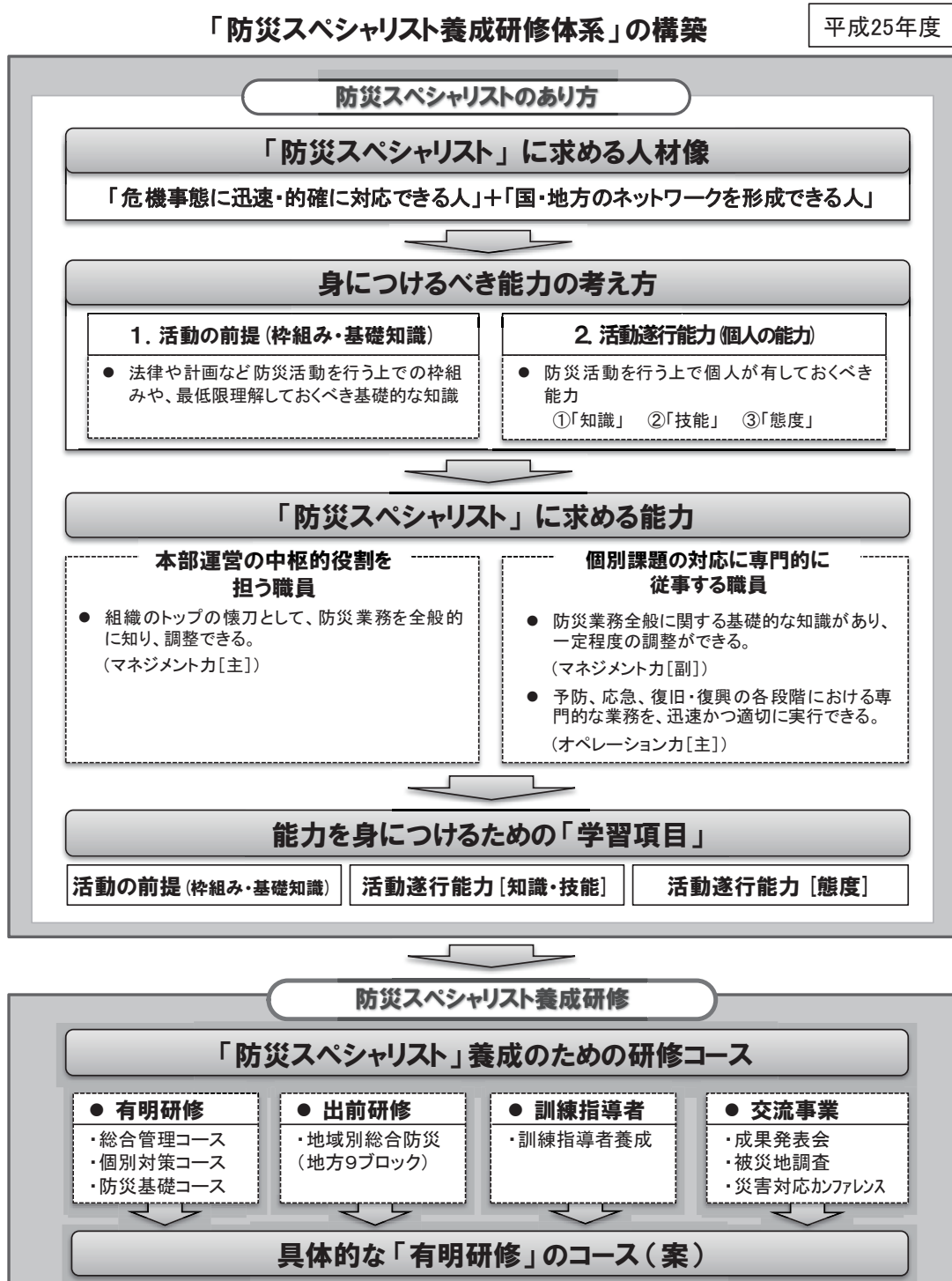
4. 能力評価の仕組み

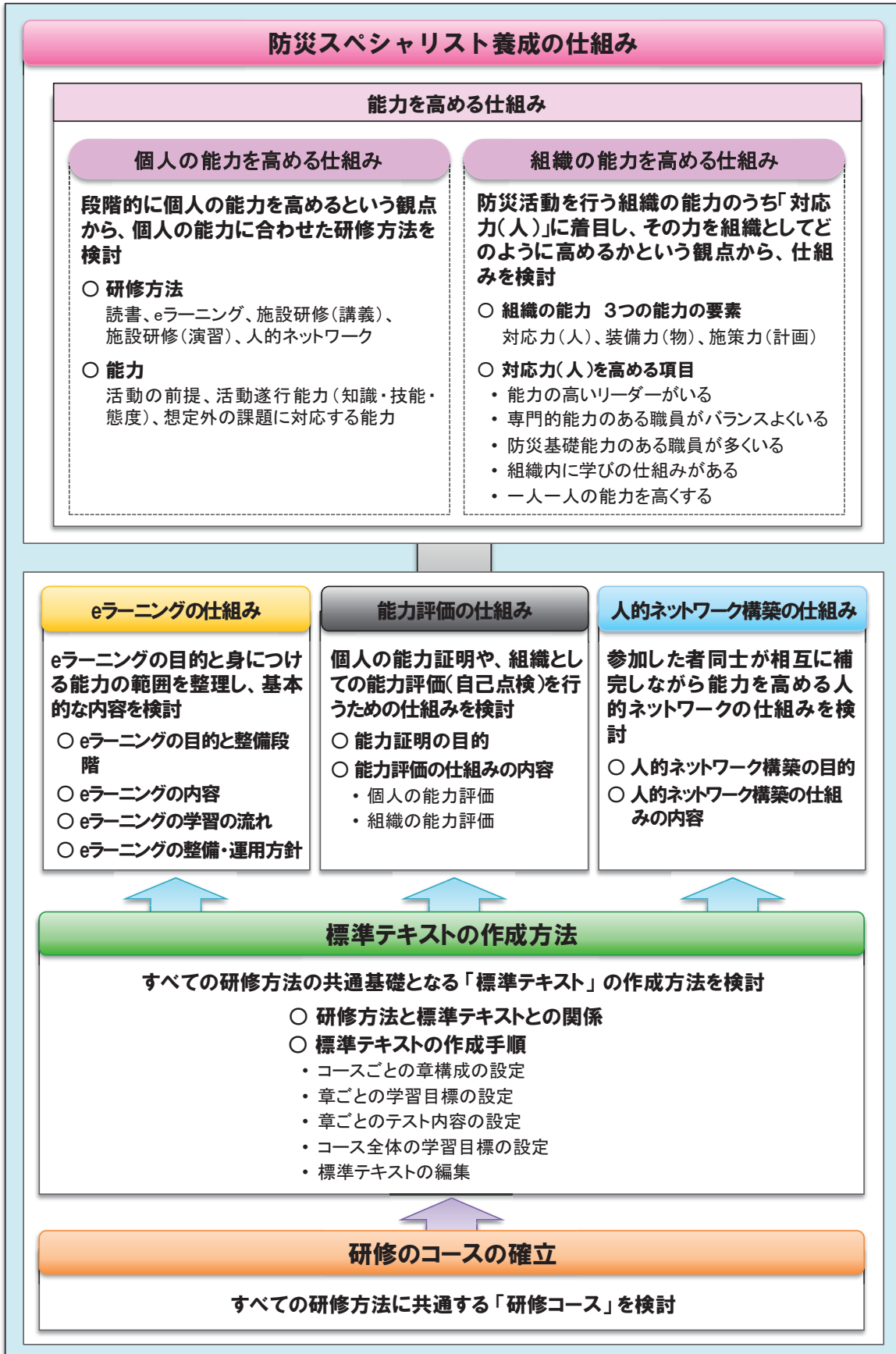
能力評価の仕組みは、「個人」と「組織」の2つの観点から目的を設定し、それぞれの能力評価の方法等について整理した。

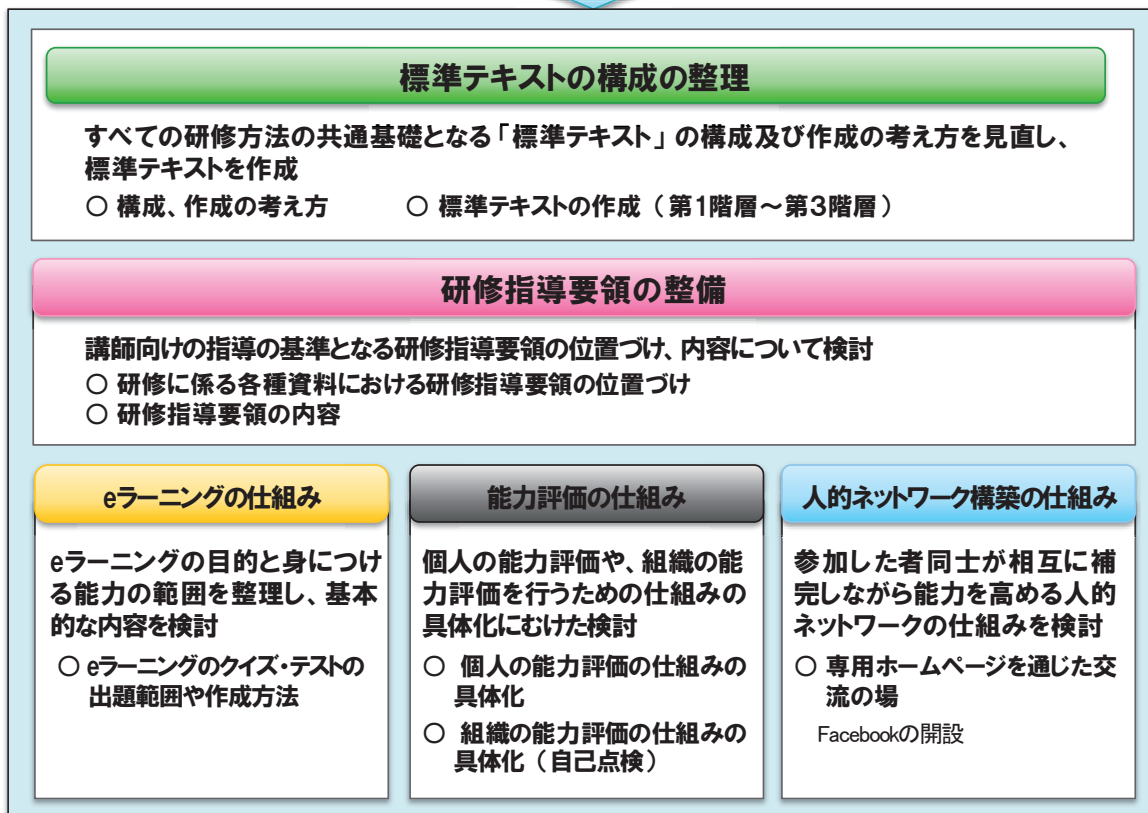
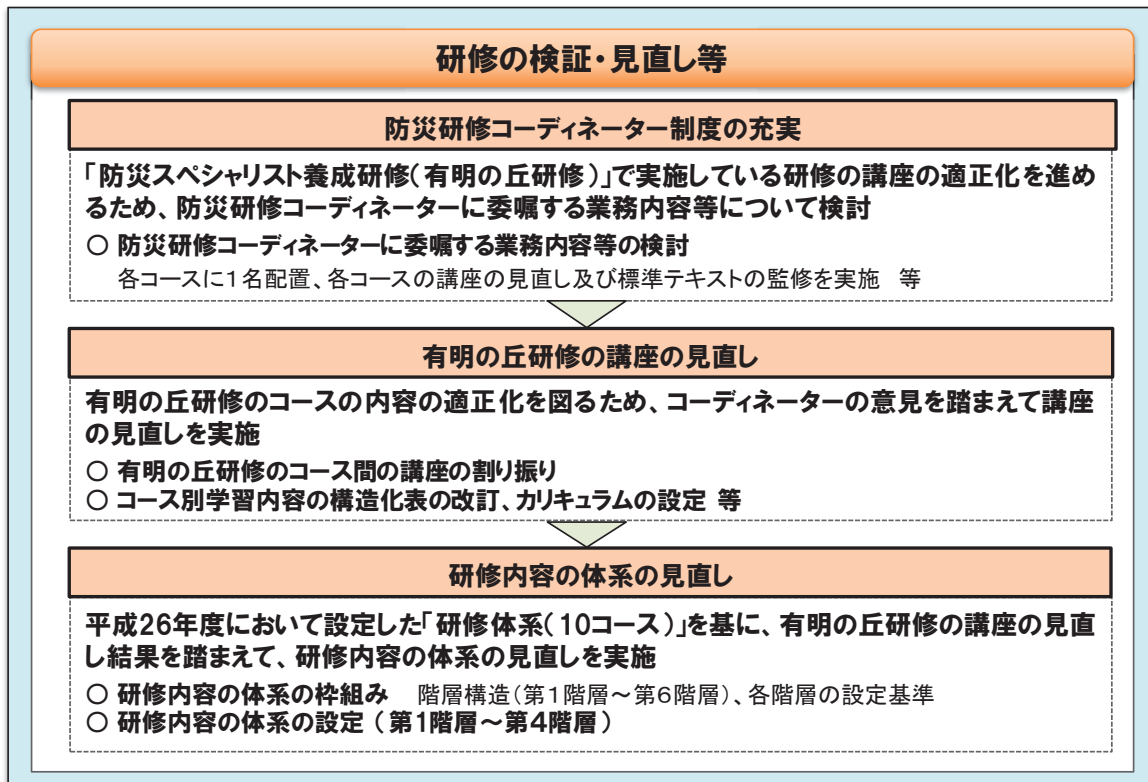
種類	目的
個人の能力評価	個人が能力を向上させるに当たり、次の段階へ進むことができる能力を有していることを証明する
組織の能力評価	組織としての自己点検を行うことにより、不足する項目を強化する

企画検討の流れ（検討の全体の流れ）

本年度の企画検討会では、平成 26 年度の企画検討会において次年度以降の検討項目として指摘を受けた「研修体系の検証・見直し等」、「標準テキストの構成の整理」、「研修指導要領の整備」、「能力評価の仕組みの設定」、「e ラーニングの設計」、「人的ネットワークの活性化」を中心に、「防災スペシャリスト養成の仕組み」の検討を行った。







1. 研修体系の検証・見直し

1.1 防災研修コーディネーター制度の充実

「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘研修）」で実施している研修の講座の適正化を進めることを目的として、今年度から各コースに1名の防災研修コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置することとした。コーディネーターが行う作業は、「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘研修）」の各コースの講座の見直し及び標準テキストの監修とし、原則1ヶ年を単位として委嘱することとした。

平成27年度においては、緊急性及び重要性が高い「①防災基礎」「②減災対策」「④警報避難」「⑥避難所運営・被災者支援（旧：避難収容・被災者支援）」の4コースにおいてコーディネーターを選定し、内閣府（防災担当）より委嘱した。また、「③訓練企画」、「⑤物資物流・広域行政」、「⑦復旧復興」の3コースについては、平成28年度から委嘱を開始することとし、コーディネーターの候補を選定した。

選定した各コースのコーディネーターを表1に示す。

表1 「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」各コースのコーディネーター

平成27年度コース名	平成28年度コース名	防災研修コーディネーター（所属）
①防災基礎	①防災基礎	牛山 素行 （静岡大学 防災総合センター 教授）
②減災対策	②災害への備え	丸谷 浩明 （東北大学災害科学国際研究所 教授、 NPO 法人事業継続推進機構 副理事長）
③訓練企画	⑨人材育成	黒田 洋司 （一般財団法人 消防科学総合センター 研究開発部長 兼 統括研究員）
④警報避難	③警報避難	林 春男 （国立研究開発法人 防災科学技術研究所 理事長）
⑤物資物流・広域行政	④応急活動・資源管理	宇田川 真之 （阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 研究主幹）
⑥避難所運営・被災者支援（旧：避難収容・被災者支援）	⑤被災者支援	田村 圭子 （新潟大学 危機管理室 教授）
⑦復旧復興	⑥復旧復興	中林 一樹 （明治大学大学院 政治経済学研究科 特任教授）

1.2 有明の丘研修の講座の見直し

有明の丘研修の研修内容の適正化を図るため、コーディネーターの意見を踏まえて、有明の丘研修のコース間で学習内容の割り振り（コースをまたいだ学習内容の移動等）を実施し、講座の見直しを行った。

(1) 講座の見直しの方法

コーディネーターを委嘱した「①防災基礎」、「②減災対策」、「④警報避難」、「⑥避難所運営・被災者支援（旧：避難収容・被災者支援）」の4コースについては、①構造化表にあるが実施していない学習内容、②構造化表にあり実施している学習内容、③構造化表になく実施している学習内容の3つの視点で整理した。併せて、コーディネーターから教えるべきとの指摘がなされた学習内容に加えて、防災白書及び防災士教本の記載事項から漏れている事項を抽出して④構造化表になく実施していない学習内容として整理した上で、コース間の学習内容の割り振りを行った。その結果を構造化表に反映し、単元の設定を行った。なお、その後有明の丘研修の第1期と第2期において段階的に、見直した講座の内容に適した講師を選定し、研修を行った。コーディネーター監修による講座の見直しの流れを図1-1に示す。

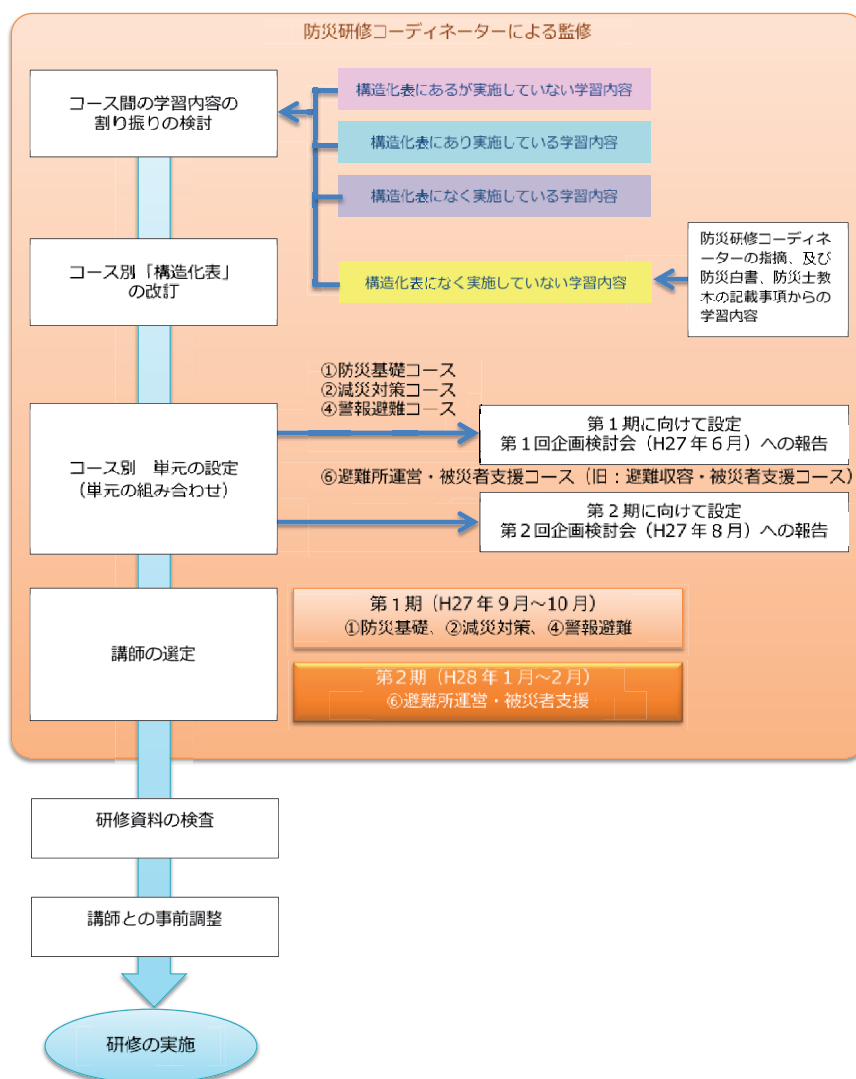


図1-1 コーディネーター監修による講座の見直しの流れ
(①防災基礎、②減災対策、④警報避難、⑥避難所運営・被災者支援(旧：避難収容・被災者支援))

コーディネーターを委嘱していない「③訓練企画」、「⑤物資物流・広域行政」、「⑦復旧復興」、「⑧計画立案」、「⑨広報」、「⑩総合」の6コースについても、コーディネーターを委嘱したコースと同様に、①構造化表にあるが実施していない学習内容、②構造化表にあり実施している学習内容、③構造化表になく実施している学習内容の3つの視点で整理した。併せて、防災白書及び防災士教本の記載事項から漏れている事項を抽出して④構造化表になく実施していない学習内容として整理した上で、コース間の学習内容の割り振りを行い、その結果を構造化表に反映し、単元の設定を行った。なお、その後、有明の丘研修の第1期と第2期において段階的に、見直した講座の内容に適した講師を選定し、研修を行った。講座の見直しの流れを図1-2に示す。

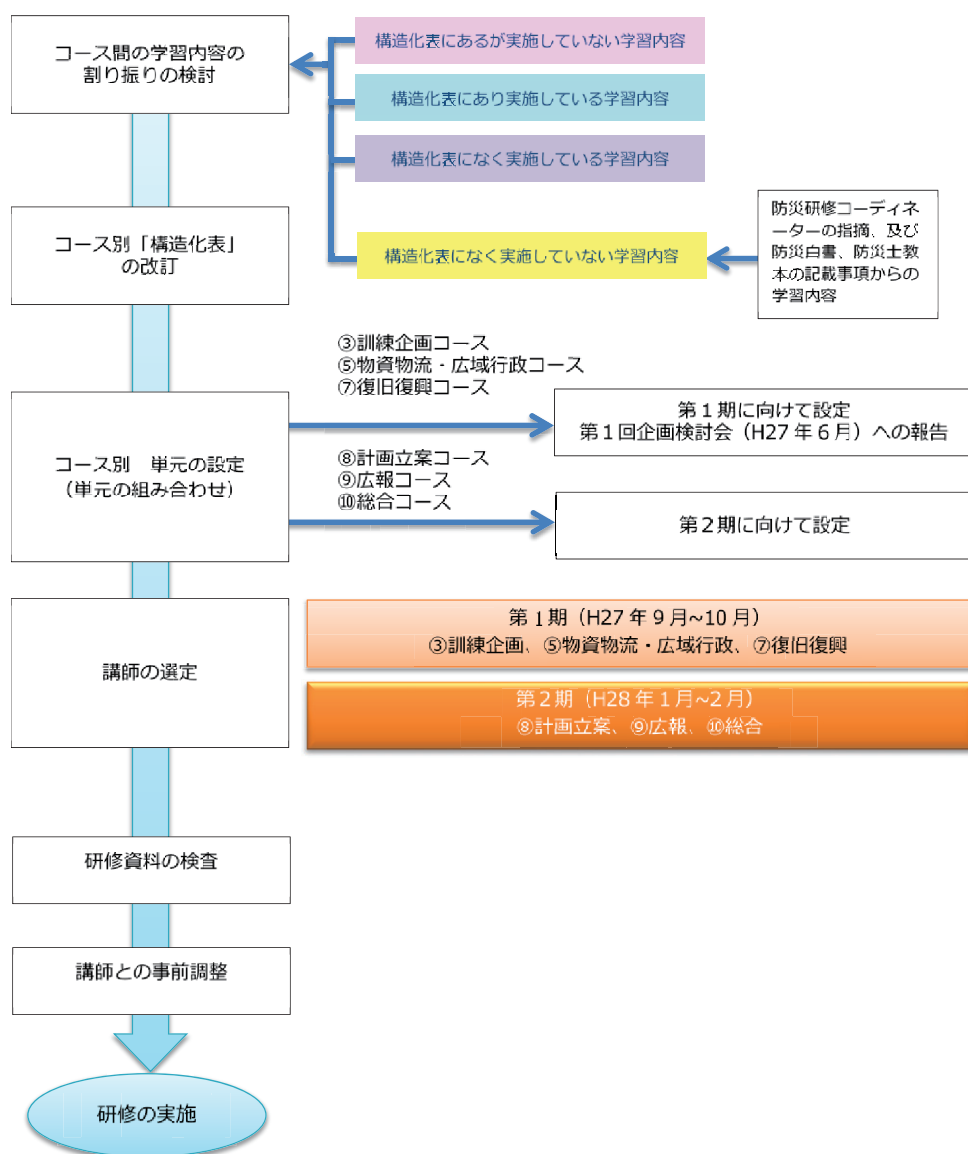


図 1-2 講座の見直しの流れ

(③訓練企画、⑤物資物流・広域行政、⑦復旧復興、⑧計画立案、⑨広報、⑩総合)

(2) 講座の見直しの結果

前項(1)の見直しの方法に基づき、講座の見直しを行った。

コース間の学習内容の割り振りの結果、①構造化表に学習内容があるが実施していない内容については、どのコースで取り扱うべきかといった観点で検討し、一部の学習内容を実施しないこととして整理した。②構造化表に学習内容があり実施している、③構造化表に学習内容がなく実施しているものについては、コース全体から見てどのコースで実施することが適正であるかといった観点で検討し、コース間で学習内容の移動を行った。また、一部の学習内容は実施しないこととして整理した。④構造化表に学習内容がなく実施していないもののうち実施すべきと判断し学習内容については、取り扱うコースを設定した。コース間の学習内容の割り振り結果を図2に示す。

コース間の学習内容の割り振りの結果を基に、構造化表を修正したうえで、コース別に学習内容の構造化表を改訂し、単元構成の設定を行い、それを踏まえて有明の丘研修を実施した。有明の丘研修(第1期、第2期)の各コースの講座の構成(単元)及び講座概要、学習目標は、資料5-1「有明の丘研修(第1期)のコースの内容」、資料5-2「有明の丘研修(第2期)のコースの内容」を参照のこと。

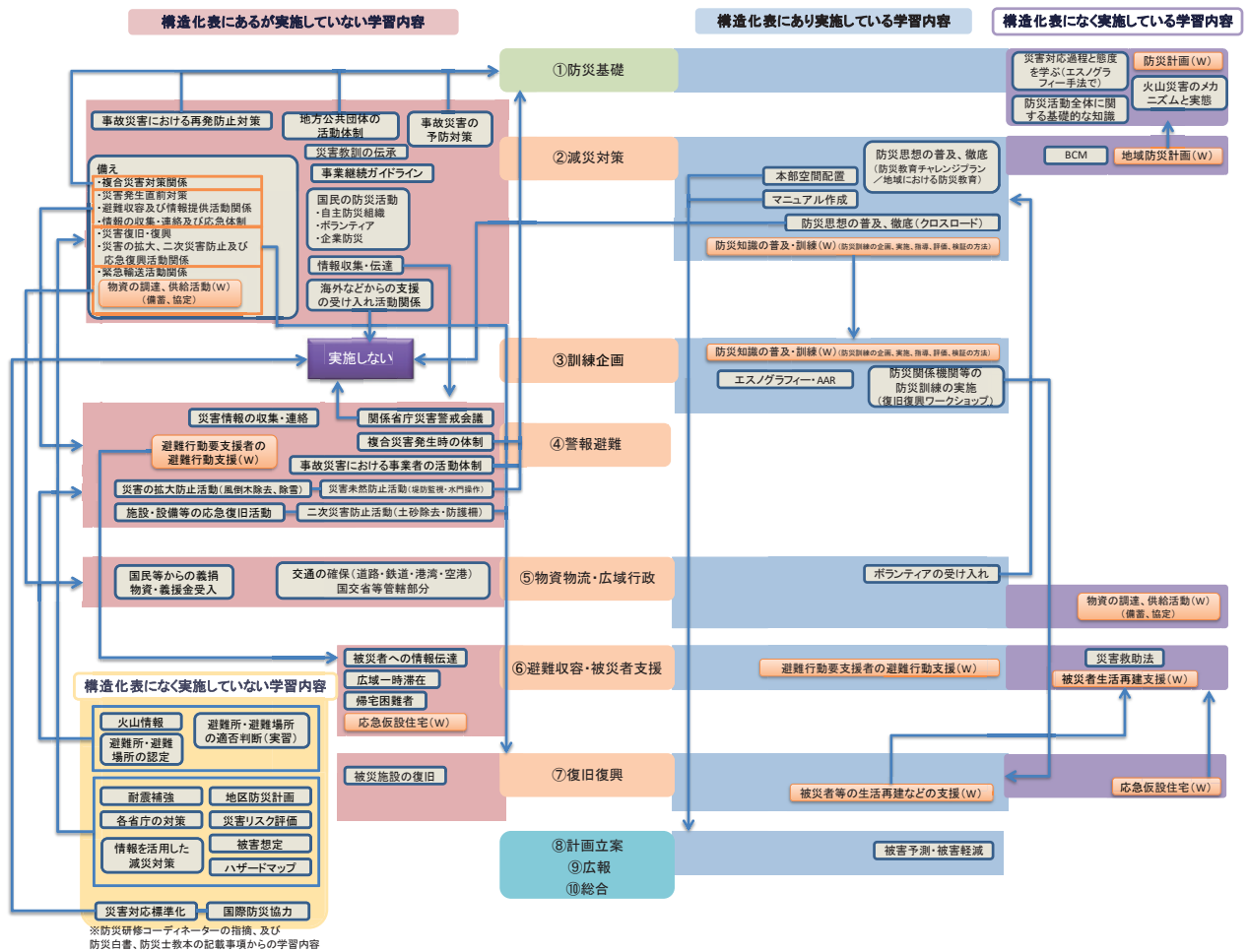


図2 コース間の学習内容の割り振り図

1. 3 研修内容の体系の設定とコースの見直し

防災スペシャリストに求められる能力を体系的かつ効率的に身につけられるよう、標準的な研修のコースやコースの講座の内容（単元、学習目標、学習内容等）の設定を行うために、平成26年度において設定した「研修体系（10コース）」を基に、前節1.2で実施した有明の丘研修の講座の見直しの結果を踏まえて研修内容の体系を設定し、コースの見直しを行った。

(1) 研修内容の体系の枠組み

研修内容の体系を設定するにあたり、体系を整理するための枠組みは第6階層の階層構造で整理することとし、第1階層から第6階層の各階層の設定基準を以下の通り設定した。

1) 第1階層

第1階層は、有明の丘研修で学ぶべき研修内容の全体を総括した内容として設定する。

2) 第2階層

第2階層は、有明の丘研修で学ぶべき研修内容全体について、第3階層のコース設定を視野に、身につけるべき能力の観点で分類し設定する。

3) 第3階層

第3階層は、有明の丘研修の「コース（10コース）」の設定を念頭に、コースの受講者が身につけるべき能力を効率的に習得できるコースとなるよう設定する。

4) 第4階層

第4階層は、コースの「単元」になることを念頭に設定する。

1つのコースは、有明の丘研修の2日間10単元（コースの最終単元で実施する全体討論も含む）で構成する。1単元は75分で教える分量と内容になるように、座学と演習を組み合わせ設定する。

5) 第5階層

第5階層は、各単元で身につけさせる能力が明らかとなるよう、単元で目指している受講者の最終的な姿を表す「学習目標」とも兼ねて設定する。

1つの単元は、複数の学習目標第5階層の項目の語尾に、座学（主に知識の習得）の場合であれば「～を説明できる」、演習（主に技能の習得）の場合には「～を実行できる（～できる）」などをつけることで単元の学習目標になるよう設定する。

6) 第6階層

第6階層の項目は、第5階層で設定する「学習目標」に到達するために教えるべき「学習内容」を設定する。なお、例えばBCMや災害ボランティアなど同じテーマであっても、仕組みや活動内容など主たる内容を教えるものと、コース独自の視点から従となる内容を教える場合があり、全体で重要な学習内容に抜け漏れがないよう設定する。

(2) 研修内容の体系の設定（第1階層～第4階層）とコースの見直し

前項(1)の各階層の設定基準に基づき、第1階層から第4階層の項目を設定した。

第1階層から第3階層は、昨年度設定した研修体系（10コース）及び「構造化表」を踏まえて体系化し、1階層2項目、2階層を4項目、3階層を13項目で区分し整理することとした。第4階層は、各コースの単元となるよう総論・座学・演習・全体討論からなる計10個（10単元）で設定した。なお、第4階層については、平成28年度に各コーディネーターにより、より適切となるよう見直すこととした。

また、第3階層及び第4階層に対して、10種類のコース（①防災基礎、②災害への備え、③警報避難、④応急活動・資源管理、⑤被災者支援、⑥復旧復興、⑦指揮統制、⑧対策立案、⑨人材育成、⑩組織運営）を設定した。なお、コース⑩組織運営については、①から⑨のコースで学んだことを実際にわがまち（受講者の所属する地方公共団体）にあてはめて活動できるようになるためのコースとすることとし、①から⑨の各コースの総論と全体討論で構成することとした。⑩組織運営のコースの内容の検討は十分ではないため、引き続き検討が必要である。

研修内容の体系及びコース設定の結果を図3に示す。詳細は、資料6-1「研修内容の体系（案）」と資料6-2「研修内容の体系と研修コース（案）」を参照のこと。

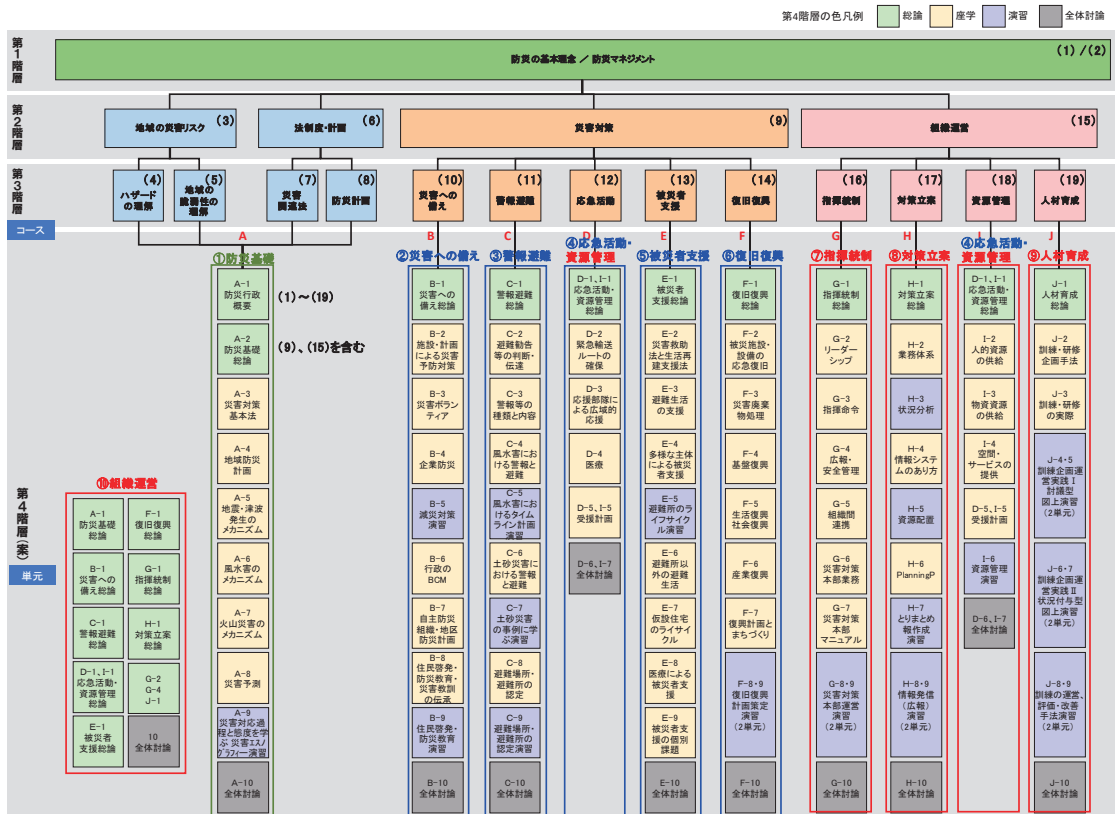


図3 研修内容の体系（第1階層～第4階層）及びコースの見直しの結果

※図の①～⑩はコース名称。①防災基礎は、防災活動に取り組むうえで当然知っておくべき能力を身につけるための基本となるコース。②災害への備え、③警報避難、④応急活動、⑤被災者支援、⑥復旧復興は、予防・応急・復旧復興それぞれで発生する「災害対策」を行うために必要な専門的能力を身につけるためのコース。④資源管理、⑦指揮統制、⑧対策立案、⑨人材育成、⑩組織運営は、災害対策本部運営の中枢において「組織運営」を行うために必要な能力を身につけるためのコース及び平常時において「組織運営」を迅速かつ適切に実施するための人材育成を行うために必要な能力を身につけるためのコース。

1) 第1階層、第2階層、第3階層の設定内容

前項(1)の各階層の設定基準に基づき研修内容の体系整理を実施した結果、第1階層から第3階層は、以下の通り設定することとした。なお、第1階層から第3階層については、本企画検討会での確定事項とし、第4階層以降は、次年度に引き続き検討することとした。

表2 研修内容の体系(第1階層、第2階層、第3階層)

番号	階層	項目名
1	第1階層	防災の基本理念
2	第1階層	防災マネジメント
3	第2階層	地域の災害リスク
4	第3階層	ハザードの理解
5	第3階層	地域の脆弱性の理解
6	第2階層	法制度・計画
7	第3階層	災害関連法
8	第3階層	防災計画
9	第2階層	災害対策
10	第3階層	災害への備え
11	第3階層	警報避難
12	第3階層	応急活動
13	第3階層	被災者支援
14	第3階層	復旧復興
15	第2階層	組織運営
16	第3階層	指揮統制
17	第3階層	対策立案
18	第3階層	資源管理
19	第3階層	人材育成

2) 第4階層(案)の設定

前項(1)の各階層の設定基準に基づき研修内容の体系整理を実施した結果、第4階層(案)は、以下の通り設定することとした。

なお、次年度、コーディネーターが、本案に基づき第4階層の再設定を行う。

「研修内容の体系(案)」は、資料6「研修内容の体系(案)」を参照のこと。

表3 研修内容の体系 第4階層の項目(案)

コース	番号	手法	第4階層の項目名	備考
① 防災基礎	A-1	座学	防災行政概要	総論 第1～3階層のNo.1～19が対象範囲
	A-2	座学	防災基礎総論	総論 第2階層のNo.9、15、第3階層のNo.4、5、7、8が対象範囲
	A-3	座学	災害対策基本法	
	A-4	座学	地域防災計画	
	A-5	座学	地震・津波発生のメカニズム	
	A-6	座学	風水害のメカニズム	
	A-7	座学	火山災害のメカニズム	
	A-8	座学	災害予測	
	A-9	演習	災害対応過程と態度を学ぶ 災害エスノグラフィー演習	
	A-10	演習	全体討論	
② 災害への備え	B-1	座学	災害への備え総論	
	B-2	座学	施設・計画による災害予防対策	
	B-3	座学	災害ボランティア	
	B-4	座学	企業防災	
	B-5	演習	減災対策演習	
	B-6	座学	行政のBCM	
	B-7	座学	自主防災組織・地区防災計画	
	B-8	座学	住民啓発・防災教育・災害教訓の伝承	
	B-9	演習	住民啓発・防災教育演習	
	B-10	演習	全体討論	
③ 警報避難	C-1	座学	警報避難総論	
	C-2	座学	避難勧告等の判断・伝達	
	C-3	座学	警報等の種類と内容	
	C-4	座学	風水害における警報と避難	
	C-5	演習	風水害におけるタイムライン計画演習	
	C-6	座学	土砂災害における警報と避難	

コース	番号	手法	第4階層の項目名	備考
	C-7	演習	土砂災害の事例に学ぶ演習	
	C-8	座学	避難場所・避難所の認定	
	C-9	演習	避難場所・避難所の認定演習	
	C-10	演習	全体討論	
④ 応急活動・資源管理	D-1	座学	応急活動・資源管理総論	総論、I-1と同じ
	D-2	座学	緊急輸送ルート確保	
	D-3	座学	応援部隊による広域的応援	
	D-4	座学	医療	
	D-5	座学	受援計画	I-5と同じ
	D-6	演習	全体総論	I-7と同じ
⑤ 被災者支援	E-1	座学	被災者支援総論	
	E-2	座学	災害救助法と生活再建支援法	
	E-3	座学	避難生活の支援	
	E-4	座学	多様な主体による被災者支援	
	E-5	座学	避難所のライフサイクル演習	
	E-6	座学	避難所以外の避難生活	
	E-7	座学	仮設住宅のライフサイクル	
	E-8	座学	医療による被災者支援	
	E-9	演習	被災者支援の個別課題	
	E-10	演習	全体討論	
⑥ 復旧復興	F-1	座学	復旧復興総論	
	F-2	座学	被災施設・設備の応急復旧	
	F-3	座学	災害廃棄物処理	
	F-4	座学	基盤復興	
	F-5	座学	生活復興、社会復興	
	F-6	座学	産業復興	
	F-7	座学	復興計画とまちづくり	
	F-8 F-9	演習	復旧復興計画策定演習	2 単元分
	F-10	演習	全体討論	
	⑦ 指揮統制	G-1	座学	指揮統制総論
G-2		座学	リーダーシップ	
G-3		座学	指揮命令	
G-4		座学	広報・安全管理	
G-5		座学	組織間連携	
G-6		座学	災害対策本部業務	
G-7		座学	災害対策本部マニュアル	
G-8 G-9		演習	災害対策本部運営演習	2 単元分
G-10		演習	全体討論	

コース	番号	手法	第4階層の項目名	備考
⑧ 対策立案	H-1	座学	対策立案総論	
	H-2	座学	業務体系	
	H-3	演習	状況分析	
	H-4	座学	情報システムのあり方	
	H-5	演習	資源配置	
	H-6	座学	PlanningP	
	H-7	演習	とりまとめ報作成演習	
	H-8 H-9	演習	情報発信（広報）演習	2 単元分
	H-10	演習	全体討論	
	④ 応急活動・資源管理	I-1	座学	応急活動・資源管理総論
I-2		座学	人的資源の供給	
I-3		座学	物資資源の供給	
I-4		座学	空間・サービスの提供	
I-5		座学	受援計画	D-5 と同じ
I-6		演習	資源管理演習	
I-7		演習	全体討論	D-6 と同じ
⑨ 人材育成	J-1	座学	人材育成総論	
	J-2	座学	訓練・研修企画手法	
	J-3	座学	訓練・研修の実際	
	J-4 J-5	演習	訓練企画運営実践Ⅰ 討議型図上演習	2 単元分
	J-6 J-7	演習	訓練企画運営実践Ⅱ 状況付与型図上演習	2 単元分
	J-8 J-9	演習	訓練の運営、評価・改善手法演習	2 単元分
	J-10	演習	全体討論	

（3）今後の取組み（第4階層、第5階層、第6階層の設定）

平成 28 年度において、コーディネーターの意見を踏まえて、第4階層の設定内容の見直し及び第5階層及び第6階層の設定を行う。

2. 標準テキストの構成の整理

2.1 標準テキストの構成及び作成の考え方

平成26年度の企画検討会において、すべての研修方法（「読書」、「eラーニング」、「施設研修（講義、演習）」、「人的ネットワーク」）を行う上での共通基礎として位置付けた「標準テキスト」の構成及び作成の考え方について、以下の通りに整理した。

(1) 構成の考え方

標準テキストは、コース別に、受講生が身につけるべき能力の内容の要点や要素を具体的に示したものであり、各コースの単元を担当する講師が教えるべき内容のポイントや代表的な事例を示した資料である。このため、標準テキストの構成は、今年度見直しを行った「研修内容の体系」（第1階層から第6階層）に整合させることとし、「研修内容の体系」の第1階層から第5階層の項目と同じ構成とすることとした。

(2) 作成の考え方

標準テキストの作成にあたっては、平成26年度に設定した「標準テキストの作成方法」を踏まえることを基本とし、前項(1)の通り、研修内容の体系の第1階層から第5階層に対して1項目の内容を1枚のスライドで作成する。

標準テキストの内容は、研修内容の体系の上下階層の項目内容を踏まえる。特に、図4に示す要点には、直下の階層の項目の内容を包括した内容になることに留意して、教えるべき要点を簡潔に概ね3項目以内にまとめる。

第4階層（単元）の学習目標にあたる第5階層（単元の「章」のまとめ）の標準テキストについては、学習目標に対して受講者の到達度を確認するためのテストの内容を設定したうえで、その内容を踏まえて作成する。

標準テキストの各ページの構成は、タイトル部と要点、要点の解説や事例等についての記述や図表、出典で構成することとし、下図のようなレイアウトで統一する。



(3) 作成上の留意事項

作成にあたっては、コーディネーターの指導を受け作成するものとし、特に、以下の点に留意して作成することとした。

- 研修で講師が使用したスライドを使用する場合は、引用等の二次利用に関する許諾を受けることなど、問題が生じないようにする必要がある。
- 標準テキストの各ページに、出典元を明示する。

2.2 標準テキストの作成（第1階層～第3階層）

研修内容の体系の第1階層～第3階層（19項目）の各項目の「標準テキスト（案）」を、企画検討会およびコーディネーターの意見・助言を踏まえて作成した。作成した「標準テキスト（案）」（第1階層～第3階層）の概要を以下の表に示す。なお、今年度で作成した「標準テキスト（案）」は、資料7「標準テキスト（案）（第1階層～第3階層）」を参照のこと。

表4 「標準テキスト(案)」（第1階層～第3階層）の概要

番号	階層	タイトル	内容（要点）
1	第1階層	防災の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国の防災の基本理念は、災害対策基本法において規定されている
2	第1階層	防災マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> • 防災マネジメントとは、防災に関する「地域の災害リスク」、「法制度・計画」、「災害対策・組織」運営のそれぞれについて、総合的に管理すること • 「リスク管理」とは、ハザードと地域の脆弱性を理解したうえで、地域のリスクを評価し、事前・事後の災害対策を計画し、継続的に改善を図るプロセス • 「計画管理」とは、リスク管理を通じて得られるリスク評価の結果や、災害経験を通じて得られる教訓等をもとに、災害に関する法律や計画等を策定・修正するなど、継続的に改善を図るプロセス • 「実行管理・組織管理」とは、平常時および災害時において、組織が決定した災害対策（災害予防対策、災害対応対策、災害対応業務）を、平常時の業務や訓練、災害時での対応を通じて実行し、その進捗状況を評価し、継続的に改善を図るプロセス
3	第2階層	地域の災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> • 地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における災害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る
4	第3階層	ハザードの理解	<ul style="list-style-type: none"> • 「ハザード」とは、地震、豪雨など、被害をもたらす原因となる現象のこと • 「災害」とは、ハザードによって人間社会が受ける被害のこと • 「ハザード」の理解を深めることで、リスク評価に反映させる

番号	階層	タイトル	内容（要点）
5	第3階層	地域の脆弱性の理解	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の脆弱性」とは、ハザードにより被害という影響を受ける程度のこと 「地域の脆弱性」は、ハザードの影響を受ける人々、財産、システム等の被害対象（曝露）及び被害対象のハザードに対する脆弱性によって決定される 「地域の脆弱性」については、自然条件の変化のみならず、社会環境の変化も災害リスクを高める要因となるため、継続的に見直し、リスク評価に反映させる
6	第2階層	法制度・計画	<ul style="list-style-type: none"> 「災害対策基本法」に基づく「防災計画」体系のほか、「個別法」に基づく「地震対策のための計画」体系や、ある災害に特化した「地域防災計画」に記載すべき事項を定めた「個別法」が存在
7	第3階層	災害関連法	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策関係法律の類型別整理表の概要
8	第3階層	防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、「防災業務計画」や「地域防災計画」の基本となるもの 指定行政機関・指定公共機関は「防災業務計画」を、都道府県防災会議・市町村防災会議は「地域防災計画」を作成 災害対策基本法第40条、第42条の規定に基づき、都道府県及び市町村は 防災基本計画に基づき地域防災計画を作成、毎年検討し、修正
9	第2階層	災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の概要
10	第3階層	災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 「災害への備え（災害予防）」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策 「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策
11	第3階層	警報避難	<ul style="list-style-type: none"> 気象状況等の段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を確保 市町村は、あらかじめ災害種別ごと設定した「避難勧告等発令の判断基準」を基に、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく発令 様々な伝達手段を組み合わせ、警報や避難情報を広く確実に伝達
12	第3階層	応急活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、国の支援部隊と連携し、迅速かつ適切な救助・救急活動、医療活動、消火活動を行う 交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送ルートの確保を行う

番号	階層	タイトル	内容（要点）
			<ul style="list-style-type: none"> • 通信施設の応急復旧、危険箇所の応急工事、ライフライン施設・設備等の応急復旧を行う • 必要に応じた住民の避難及び応急対策による二次災害防止対策を行う
13	第3階層	被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> • 自衛隊・警察の災害派遣や、ボランティアによる支援等を活用し、被災者への支援対策を行う • 災害救助法や生活再建支援法に基づき、避難所および避難所以外での避難生活の支援、借り上げも含めた仮設住宅の提供、医療の提供、生活再建支援等を行う • 被災者支援に際しては、要配慮者等、被災者の多様性に配慮する
14	第3階層	復旧復興	<ul style="list-style-type: none"> • 復旧に当たっては、被災施設の復旧事業、ライフライン施設等の復旧、災害廃棄物の処理処分方法を確立し、迅速かつ適正な処理を行う • 大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図る • 復興に当たっては、現状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行う
15	第2階層	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> • 発災後速やかに、災害対策本部の設置など必要な体制を確保する • 被害規模を早期に把握し、組織内部及び関係機関間で災害情報等を収集・共有し、状況認識の統一を図る • 収集した情報を基に、災害対策の実施方針を決定し、人材・物資など災害応急対策に必要な資源を適切に配分し、対策を実施する • 対策の実行にあたっては、関係機関と緊密に連携・調整を図る
16	第3階層	指揮統制	<ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部（指揮統制）は、次から次へと変化する状況の中で、一元的・全庁的に対応することが求められる • 災害対策本部は、災害対策本部事務局から補佐を受けながら、リーダーシップをもって、現場対応にあたる各部局（事案処理）に対して指揮統制を行う • 災害対策本部は、職員の健康と安全を確保するとともに、適時・適切な関係者への広報活動、防災関係機関との円滑な連携調整の実現に、責任をもって対応する必要がある
17	第3階層	対策立案	<ul style="list-style-type: none"> • 「情報企画」とは参謀機能の1つであり、その役割は、どのような被害が発生しているのか、それに対してどのくらい対応が進んでいるかなど、組織の内外を取り巻く状況を責任担当期間ごとに総合的に把握し（状況

番号	階層	タイトル	内容（要点）
			認識の統一)、それに基づき当面の活動案を作成して一つの文書にまとめる（当面の対応計画の策定）ことである
18	第3階層	資源管理	<ul style="list-style-type: none"> • 「資源管理」とは、参謀機能の1つであり、「人的資源」、「物的資源」、「空間・サービス」の3つの面から資源を供給することにより、業務を支援する • 「人的資源の供給」は、庁内職員の配置変更や、応援職員等の要請・受入により必要な役務を提供する • 「物的資源の供給」は、災害対策本部等における施設設備の整備や、食料・物資等の供給、人・物の輸送や燃料供給等を行う • 「空間・サービスの供給」は、活動拠点や車両・重機・物資等の集積所等のほか、トイレ・休憩室、電力等の空間やサービスを供給する
19	第3階層	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> • 迅速かつ的確な災害対策を行うことができるかどうかは、人材の資質に依るところが大きく、「研修」や「訓練」を通じて体系的に人材育成を推進する必要がある • 人材育成は、①組織のトップとして「災害対策本部」全体の指揮統制を担う首長、危機管理監、防災監等、②災害対策本部において首長等を補佐する「災害対策本部事務局」を担当する防災担当職員、③「各部局や支部」で専門的な事案処理を担う各部局や支部の職員に対し、それぞれに求められる能力（マネジメント力、オペレーション力）を身につけさせる必要がある

2.3 今後の取組み

平成 28 年度の企画検討会およびコーディネーターによるワーキング・グループを通じて、以下の通り標準テキストを整備する。

1) 第1階層～第3階層の標準テキストの改善

今年度作成した第1階層～第3階層の各項目の「標準テキスト(案)」については、企画検討会およびコーディネーターからの意見を踏まえて、その内容を見直し、改善を図る。

2) 第4階層の標準テキストの作成

平成 28 年度にコーディネーターの意見を踏まえて設定する第4階層(単元)については、単元のまとめとなる「標準テキスト(案)」をコーディネーターからの助言を受け作成する。

3) 第5階層の標準テキストの作成

第5階層の「標準テキスト」は、第4階層の標準テキストを作成した後に作成する。第5階層の標準テキスト作成にあたっては、具体的な学習内容を明確にするために、研修を受けたことにより受講生がどれだけ能力を身につけたか(研修を受講したことにより、第5階層で設定した学習目標にどれだけ到達したか)を確認するためのテスト内容を設定した上で、テストの内容を参考に作成する。

なお、法律改正や計画・ガイドライン等が見直されるたびに更新が必要となるため、維持管理の体制や予算の確保も含めた継続的に管理するための仕組みについても検討する必要がある。

3. 研修指導要領の整備

防災スペシャリスト養成のための施設研修で行う講義や演習で教えるべき内容について定めた講師向けの指導基準となる「研修指導要領」を整備することを目的に、研修の実施に必要な各種資料の位置づけを整理し、「研修指導要領」の役割を明らかにした上で、その内容について検討した。

3.1 研修に係る各種資料における研修指導要領の位置づけ

防災スペシャリスト養成に係る検討にあたっては、平成 25 年度以降、有明の丘基幹的広域防災拠点施設における「有明の丘研修」や全国を 9 ブロックに分けて実施する「地域別総合防災研修」等の研修を実施するとともに、各研修から得られた研修企画運営に係る知見や課題等を基に研修に係る仕組みを構築し、各種資料を整備しながら、具体的かつ実践的に研修内容の改善を図っている。企画検討会では、これら資料の位置づけを整理した上で、「研修指導要領」の役割を明らかにした。

(1) 各種資料作成の経緯

防災スペシャリスト養成の取組の当初においては、地方公共団体の職員を「防災基本計画」に書かれている活動が迅速かつ適切に実行できるレベルに引き上げることを目標とすることとし、平成 25 年度においては、身につけるべき能力の全体像が俯瞰できるよう、防災基本計画の内容や経験知等を整理し、「構造化表」を作成した。

平成 26 年度及び平成 27 年度においては、構造化表に基づき、研修の期ごとに、10 種類のコース別にコースの単元構成や研修手法、単元の概要、単元ごとの学習目標を計画し、「コース構成表」に整理して研修を実施した。並行して、有明の丘研修等で実際に使用された「研修資料（講師資料）」を蓄積するとともに、研修資料のうち特に重要な資料（スライド）を抽出して整理した「標準テキスト（案）」をコース別に作成した。

今年度の検討過程においては、施設研修で行う講義や演習における指導内容や方法を示した講師向けの指導の基準となる資料である「研修指導要領」の整備の必要性が明確になり、今後整備を行うこととした。また、第 1 期、第 2 期の有明の丘研修の実施に伴い、「コース構成表」の見直しを行った。

「標準テキスト」については、「研修内容の体系」を階層構造（第 1 階層から第 6 階層）となるよう見直したことに伴い「研修内容の体系」に基づき作成することとし、コース別に、体系の第 1 階層から第 5 階層の各項目に対して、受講生が身につけるべき能力の内容の要点や要素を具体的に示した資料として作成することに改めることとした。

(2) 各種資料の内容と位置付け

3年間の研修実施に伴い作成・収集してきた各種資料及び今後作成する資料の内容と位置づけは以下の通りである。

「構造化表」は、防災スペシャリストが身につけるべき能力（学習内容）の全体像が俯瞰できるように、コース別にその内容を可視化した資料であり、研修体系を検討する上でのベースとなる資料として位置付けられる。なお、構造化表については、今年度、これまで整理してきた「構造化表」を基に「研修の体系」（第1階層～第3階層）を見直すとともに、次年度においては「構造化表」にある学習内容を整理した「研修内容整理表」（第4階層～第6階層）を作成することとし、研修やeラーニングで身につけるべき能力を体系的に整理することとした。

「コース構成表」は、「構造化表（研修内容の体系、研修内容整理表）」に基づき、有明の丘研修の実施毎（第1期、第2期）に、コース別に、コースの単元構成や研修手法、単元の概要、単元ごとの学習目標を計画した資料であり、研修やeラーニングを実施する際のコース編成（カリキュラム）を示す資料として位置付けられる。

「研修指導要領」は、研修のコースごとに、コースの目的や学習目標、学習内容を定めた資料であり、講師向けに、身につけさせるべき能力を示した指導の基準を示す資料として位置付けられる。eラーニングを開発する際の指導基準となる資料としても位置付けられる。次年度以降で整備する。

「標準テキスト」は、コース別に、受講生が身につけるべき能力の内容の要点や要素を具体的に示す資料であり、各コースの単元の講師に対して示す「研修指導要領」の内容を補完する参考資料として位置付けられる。第4階層、第5階層の標準テキストは次年度以降で整備する。

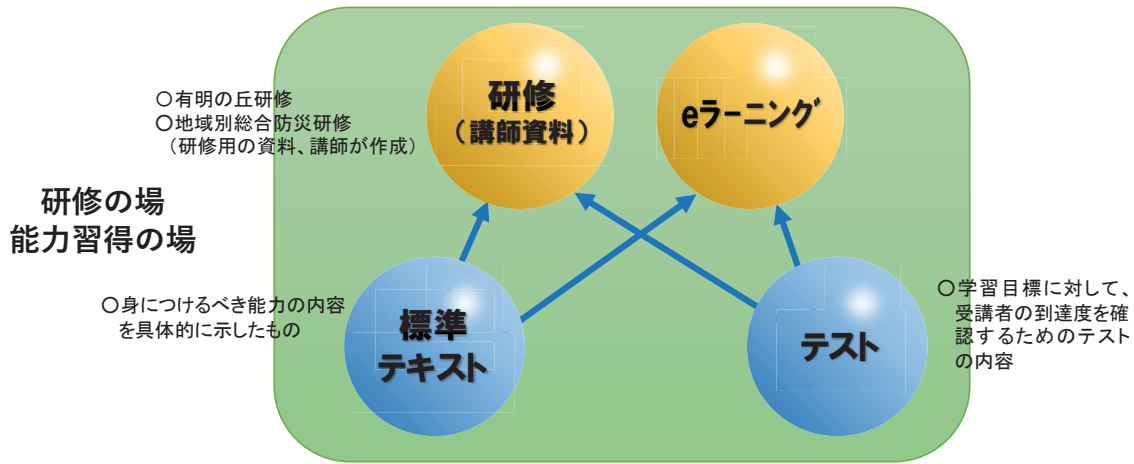
「テスト」は、「研修指導要領」で示される学習目標に対して、受講者の到達度を確認するためのテストの内容である。施設研修やeラーニングでの学習目標の到達度を確認するための基準となるものとして位置付けられる。将来は、能力評価（個人）を行う際の基礎資料として活用することも考えられる。次年度以降で整備する。

研修の実施を通じて収集している「講師資料」は、講師の知見を形式知化した資料であり、研修の内容の見直しや作成するにあたっての参考資料として位置付けられる。継続的に収集する。有明の丘研修等の実施に伴い継続的に収集する。

なお、「研修指導要領」が整備された後は、「研修指導要領」に基づき、「コース構成表」及び「標準テキスト」を再度見直すこととなる。研修を実施しながら各種資料の整備を進めている現段階においては、「構造化表」及び有明の丘研修等で収集した「講師資料」や研修実施に係る知見を活用して、資料相互に整合性をとりながら整備を進めることとなる。また、「構造化表」の内容についても、実際の研修内容や講師資料を基に見直しを図る。

各種資料の関係を、次ページの図5に示す。各種資料のうち「26の防災活動」「構造化表」「研修内容整理表」は、資料9「各種資料の例」を参照のこと。

能力評価



研修の体系

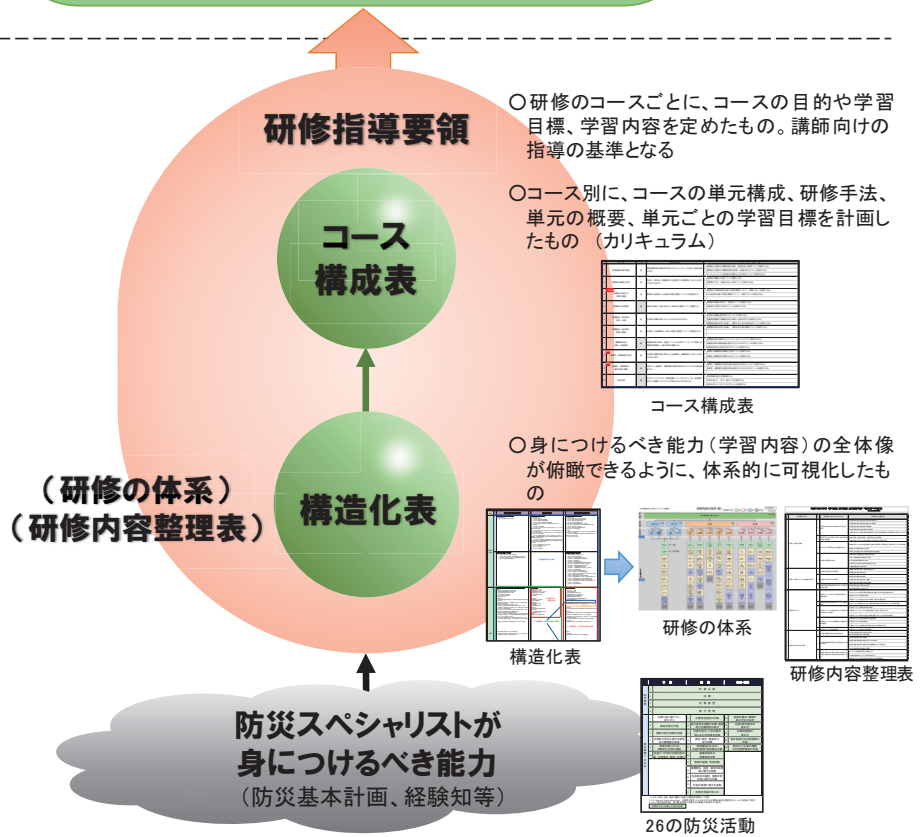


図5 研修に係る各種資料の位置づけ

3.2 「研修指導要領」の内容

講師向けに、受講生に身につけさせるべき能力を示した指導の基準を示す資料である「研修指導要領」を作成するにあたり、その内容の検討の参考とするため、文部科学省中央教育審議会（以下「中教審」という。）が行っている教育の仕組みについて調査した。

中教審では、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするために、小学校・中学校・高等学校等ごとに、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として、それぞれの教科等の目的や目標、大まかな教育内容を定めた「学習指導要領」を作成している。この「学習指導要領」に基づき、民間の教科書作成会社が「教科書」や「学習指導計画作成資料（教師用の指導書）」等の教材や資料を作成し、教師は「学習指導要領」や「学習指導計画作成資料」を基に、授業計画を立て授業を行っている。

防災スペシャリスト養成研修を効率的・効果的に進めるには、研修で教えるべき学習内容や指導方法について明らかにし、コーディネーターや講師に提示する必要がある。このことから、中教審が作成している「学習指導要領」の内容を参考にして、「研修指導要領」の内容を設定することとした。

「研修指導要領」の内容については、以下の意見が出された。

- 研修指導要領は、コースごとに、コースの「目的」や「学習目標」、教えるべき「学習内容」などを箇条書きで簡潔に示したものにすればよいのではないか
- 座学や演習の区別は必要ないが、単元の順番やテストの内容を踏まえて、身につけさせるべき学習内容等の項目を階層化して整理するとよい
- 作成にあたってはコーディネーターからの助言が不可欠である

今後は、上記の意見を踏まえて、「研修指導要領」の構成や作成方法について具体化を図り、整備を進める必要がある。

研修指導要領 目次	第3節 警報避難
第1章 総則	第1 目的 災害発生直前・直後の対策として、災害情報の収集・連絡や警報等の伝達、避難誘導・避難場所等への受入れに係る応急対策および関係する予防対策についての知識を身につけさせるとともに、必要な技能を習得することで、迅速かつ適切に警報等の伝達と避難対策を実施できるようにする。
第2章 防災基礎	第2 目録及び学習内容
第3章 個別対策	1. 目録
第1節 減災対策	(1) 災害情報の収集・連絡及び警報等の伝達、避難誘導・避難場所等への受入れについて、それぞれの基本的な考え方や活動の全体像を理解できるようにする。
第2節 訓練企画	(2) 警報等を伝達するにあたり不可欠な基礎知識、及び警報等を住民等に伝達するための方法、課題、予防対策について、それぞれの基本的な考え方や具体的方法、内容を理解できるようにする。
第3節 警報避難	(3) 住民等の避難対策を実施するにあたっての基本的な考え方、及び避難勧告・指示等を判断し伝達するための方法、課題、予防対策について、それぞれの基本的な考え方や具体的方法、内容を理解できるようにする。
第4節 物資物流・広域避難	(4) 住民等の避難行動の目的となる避難場所・避難所の定義と内容、及び指定の基準、選否の判断方法について、それぞれの基本的な考え方や具体的方法、内容を理解できるようにする。
第5章 避難所運営・被災者支援	2. 学習内容
第6章 復旧復興	(1) 災害情報の収集・連絡、警報等の伝達、避難誘導・避難場所等への受入れについて、次に示すことを学ぶことにより、それぞれの基本的な考え方や全体の像を理解できるようにする。
第4章 総合管理	(7) 警報等の伝達と避難対策に係る目的及び関係法律
第1節 計画立案	(イ) 警報等の伝達及び避難対策の実施主体と役割
第2節 広報	(ウ) 警報等の伝達及び避難勧告・指示等の判断・伝達の流れ
第3節 総合	(ニ) 災害情報の収集・連絡に係る活動内容及び予防対策

図6 研修指導要領（イメージ）

3.3 資料間の関係の整理

(1) 研修指導要領と標準テキストの関係

「研修指導要領」と「標準テキスト」との関係は、左から右に階層関係のような形になると考えられる。研修指導要領では、コースごとに目的を設定し、その目的を目標達成するために、複数からなる学習目標を定め、それらの目標を達成するために学習すべき内容を定めるという構成となる。なお、目標や内容については、それぞれに階層構造を持つことが考えられる。

一方、標準テキストは、研修指導要領で定めた学習すべき内容の一つ一つを具体化した内容であり、学習すべき内容の基本的な知識や情報、データを体系的にスライドとして資料化したものとなる。言い換えると、研修指導要領は研修内容の骨格であり、標準テキストは骨格に肉付けしていくイメージである。

研修指導要領と標準テキストの関係（イメージ）を図7に示す。

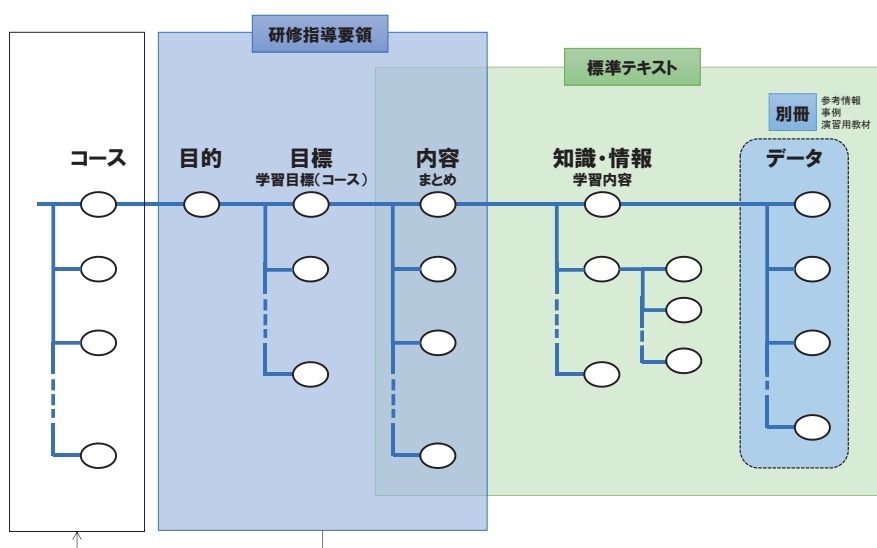


図7 研修指導要領と標準テキストの関係（イメージ）

(2) 標準テキストと研修資料の関係

「研修指導要領」、「コース構成表」、「標準テキスト」がある程度整った段階になると、研修の講師に対しては、この3つの資料を使って講義内容を伝えることになる。講師は、「研修指導要領」や「コース構成表」、「標準テキスト（テスト含む）」を参照し、コース全体から見て自分が担当する単元の位置づけや学習目標と、身につけさせるべき要点を理解し、講義用の研修資料を作成することとなる。また、整備した標準テキストは、eラーニングを開発する際の資料および教材として活用することができる。

研修資料と標準テキストの関係を整理したものを図8に示す。

この三角形は、情報工学などで使用されている DIKW モデル※という情報を解釈す

るための考え方である。一番下にある「データ (Data)」は、事実であり整理されていない情報の集まり、その上の「情報 (Information)」は、データを何らかの基準で整理したものである。その上の「知識 (Knowledge)」は、情報の収集・分析を行い、情報から導き出される何らかの規則性や傾向、判断材料を導き出した状態である。その上の「知 (Wisdom)」は、いろいろなプロセスや経験を経て、知識の集大成として得られた知見、知識を活用して判断する力のようなものと言える。

この三角形の DIKW モデルで研修資料と標準テキストを整理すると、標準テキストは、参考情報や災害の事例などのデータや学ぶべき内容を分かりやすく整理した情報や活動を行う際の判断の材料となる、基本的な知識が集まって構成されると考えられる。また、研修を重ねるうちに、「知」の部分も標準テキストに入れていくことができる。一方、研修資料は、標準テキストから抜き出すような基本的な知識と、講師の持っている知識・知恵から生み出される「知」のスライドが付加されて構成させると考えられる。

※DIKW モデルとは：「情報」を解釈するためのフレームワークとして、下記の4つに分類し、各頭文字をとったもの。 Data (データ)、Information (情報、インフォメーション)、Knowledge (ナレッジ、知識)、Wisdom (ウィズダム、知)。

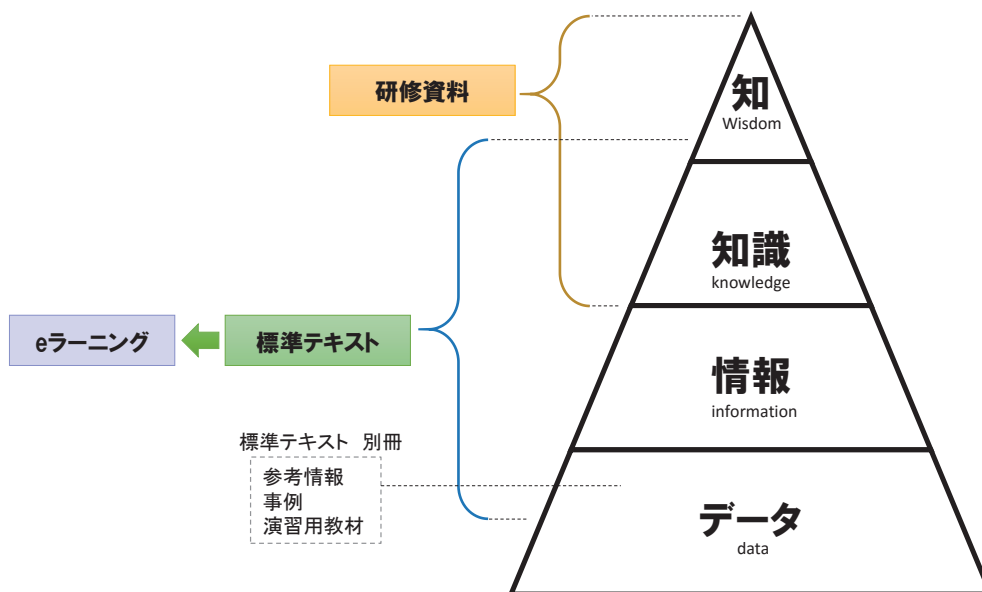


図8 DIKW モデルを用いた研修資料と標準テキストの関係整理

4. eラーニングの設計

4.1 「eラーニングの設計」の検討内容と今後の取組み

平成26年度の検討結果である学習の流れとeラーニングのコンテンツの位置づけを踏まえて、「クイズ・テスト」、「スライド学習」、「研修受講資格取得」について、eラーニングのクイズ・テストの出題範囲や作成方法について検討した。

検討の結果、以下の点が意見され、次年度についても引き続き検討し、具体化することとした。

- インストラクショナルデザイン※1では、最初に目標を決め、次にクイズをつくる。クイズ案はあまり凝らずに、目標をマスターしたかどうかを測れる程度でよい。
- 標準テキストの各章にある「まとめ」の内容をテストできるようにすればよい。
- 回答形式についても、「まとめ」に示した内容をイエス・ノー（○・×）で答えるように問うのか、多肢選択や穴埋めで問うのか等、目的に応じて定めればよい。
- フィードバックの視点が重要。間違ったときを学習のチャンスと捉え、テスト結果を踏まえたフィードバックをして、その場で学習させるという仕組みとすべき。
- テスト結果には、正否の結果とともに問いに対する解説を提供すべき。
- クイズを通じて回答者の強みと弱みを明らかにしたうえで、勉強すべき内容を提示し学習を促すなどして、最低限これを理解しないと次に進むことができないような仕組み作りが必要である。
- 講義は、自分が理解していないことを学ぶために受講するが、クイズは、自分が今できること（わかっていること）・できないこと（わかっていないこと）を知ることになる。クイズを使って自分が分かっていることだけを高めることができるのがeラーニングのメソッドである。
- eラーニングが整備できたら、有明の丘研修は反転授業※2として、実習形式・演習形式を主体とした講座とすればよい。
- 少ない問題数で能力を測ることができるようになることが望まれる。

今後は、上記の意見を踏まえて、eラーニングの開発に向けて、サイト設計及びコンテンツ内容の設計を行う必要がある。また、適切に運用管理するために必要な体制や運営管理の方法についても具体化を図っていく必要がある。

※1 インストラクショナルデザインとは：教育工学の中の授業設計のこと。ADDIE モデル（「Analysis（分析）」「Design（設計）」「Development（開発）」「Implement（実施）」「Evaluation（評価）」の流れ授業を改善していく取組）など、授業づくりに関する基本的な考え方や、学習意欲を高める方法、教師の関わり方の視点、教材の構成方法等の理論がある。（参考：「教師のためのインストラクショナルデザイン 授業設計マニュアル」稲垣忠・鈴木克明編著）

※2 反転授業とは：反転授業は一般に「説明型の講義など基本的な学習を宿題として授業前に行い、個別指導やプロジェクト学習など知識の定着や応用力の育成に必要な学習を授業中に行う教育方法」を指す。従来の授業では学習内容の説明に授業時間の大半を使うため、個別指導や協調学習など教員や学習者同士の相互作用的な活動に十分時間を確保することができなかった。反転授業では、従来の授業相当分の学習を授業前に行うことで、知識の定着や応用力の育成を重視した対面授業の設計が可能になる。(東京大学大学院情報学環・反転学習社会連携講座 (<http://flit.iii.u-tokyo.ac.jp/about/>) の解説より引用)

5. 能力評価の仕組みの設定

5.1 「能力評価の仕組みの設定」の検討内容と今後の取組み

平成 26 年度の検討結果を踏まえ、能力評価は、「個人の能力評価」と「組織の能力評価」に分けて、仕組みを具体化するための検討を行った。

「個人の能力評価」については、平成 27 年度に整理した目的、方法、仕組みなどを踏まえて、e ラーニングや研修内で実施しているテストを通じて個人の能力を評価することについて確認した。

「組織の能力評価」については、平成 27 年度に整理した目的、方法、仕組みの具体化を図るため、どのように評価するのかといった体制と仕組みについて検討した。具体的には、「体制」の観点からは、①能力の高いリーダーがいる、②専門的能力のある職員がバランスよくいる、③防災基礎能力のある職員が多くいること、「仕組み」の観点からは、④組織内に学びの仕組みがある、の 4 項目で評価すべきではないかという整理を踏まえて、標準化した災害時の組織を用いて評価する方法について検討に着手した。

検討の結果、以下の点が指摘され、次年度についても引き続き検討し、具体化することとした。

- 市町村の規模に応じた組織の能力を自己評価ができるように、調査の仕方、調査項目、表現の仕方を変えて評価してはどうか。
- 規模の違いで設問を分けるのではなく、どのような規模の市町村でも自己評価できる共通シートにしてはどうか。
- 客観評価だけでなく、主観的に自己を評価できる質問をするとよいのではないか。数値として明らかになることと、自由記述から明らかになることとを組合せた質問としてはどうか。
- 選択肢は 4 段階とし、目標を明らかにした上で、「4：理想的な状況（将来目指す状況）」、「3：まあまあ」、「2：少し物足りない」、「1：全く足りない」のように、段階をつけた選択肢にすると分かりやすい。
- 各市町村における防災対策活動の参考となるように、評価結果はフィードバックすべき。
- 有明等の研修を受けることで自治体の能力向上が明らかになり、それが可視化されるような調査表を目指すべき。

6. 人的ネットワークの活性化

6.1 「人的ネットワークの活性化」の検討内容と今後の取組み

平成 26 年度の検討の結果、「人的ネットワーク構築の仕組み」としては、「①専用ホームページを通じた交流の場」、「②直接交流の場」、「③経験の場」の3つの場の提供により構築することとした。その結果を踏まえて、仕組みの一つである「①専用ホームページを通じた交流の場」について検討した。

「①専用ホームページを通じた交流の場」の1つの試みとして、有明の丘研修の修了者に向けた Facebook※を開設し、Facebook を通じて平時から研修受講者同士のコミュニケーションを図る仕組み作り、活性化していくことが事務局より提案され、承認された。また、Facebook 開設後のフォローアップを大事にして進めるべきとの指摘がなされた。

次年度においては、Facebook の開設・運用を進め、活性化することが必要である。

なお、「②直接交流の場」の実現にあたっては、平成 28 年 3 月に長野県白馬村において、これまでの研修修了者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。今後も、「①専用ホームページを通じた交流の場」、「②直接交流の場」を核として、人的ネットワークの活性化を進めるほか、「③経験の場」の実施についても引き続き具体化のための検討を進める必要がある。

※Facebook とは：世界的なソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) である。コミュニケーションを図るための様々な機能が無償で提供。実名登録制となっており、個人情報の登録が必要。

7. 今後の課題

7.1 まとめと今後の課題

本企画検討会では、防災スペシャリスト養成の仕組みについて検討した。

「研修体系の検証・見直し等」については、まず、委任したコーディネーター（「①防災基礎」、「②減災対策」、「④警報避難」、「⑥避難所運営・被災者支援（旧避難収容・被災者支援）」）から助言を受け、有明の丘研修の10種類あるコース間の講座の割り振り（コースをまたいだ学習内容の移動等）について検討した上で、講座の見直しを行った。

次いで、防災スペシャリストに求められる能力が効率的・効果的に身につけられるよう、コースや講座の設定の適正化を図るために、研修内容の体系は第1階層から第6階層までの階層構造とすることとし、第1階層から第4階層について内容の設定を行った。今後は、10コースすべてに対してコーディネーターを委嘱し、コーディネーターの意見を踏まえて、第4階層の設定内容の見直し及び第5階層及び第6階層の設定を行う必要がある。また、継続的に見直しを行うための体制や管理のための仕組みを検討する必要がある。その他、中小の地方公共団体に対する研修のあり方についても将来検討すべきとの意見がなされた。また、昨年度から課題である外部機関による研修の企画等、多様な研修の形態のあり方については、課題として今後検討する必要がある。

「標準テキストの構成の整理」については、研修内容の体系に基づき標準テキストを作成することとし、作成の考えを整理した上で、第1階層から第3階層の各項目について標準テキストを作成した。今後は、コーディネーターの助言を受け、第4階層から第5階層の標準テキストを作成する必要がある。なお、第5階層の標準テキスト作成にあたっては、第5階層で設定した学習目標に対して受講者の到達度を確認するためのテスト内容を設定した上で、作成する必要がある。また、標準テキストの維持管理の体制や予算の確保も含めた継続的に管理するための仕組みについても検討する必要がある。

「研修体指導要領の整備」については、防災スペシャリスト養成研修の実施に必要な各種資料の位置づけを整理し、「研修指導要領」の目的を明らかにした上で、その内容について検討した。今後は、「研修指導要領」の内容や作成方法について具体化を図り、整備を進める必要がある。また、指導方法についても検討すべきである。

「eラーニングの設計」については、整備するコンテンツ（クイズ、研修受講資格取得、スライド学習、講義動画、災害記録アーカイブ、参考情報リンク集）に応じた内容について検討した。今後は、eラーニングの開発に向けて、サイト設計及びコンテンツ内容の設計を行う必要がある。また、適切に運用管理するために必要な体制や運営管理の方法についても具体化を図っていく必要がある。

「能力評価の仕組みの設定」のうち、「個人の能力評価」については、eラーニングや研修内で実施しているテスト内容について検討した。「組織の能力評価」については、昨年度整理した目的、方法、仕組みの具体化を図るため、どのように評価するのかといった体制と仕組みについて検討した。今後は、今年度の意見を踏まえて、個人の能力評

価における評価基準を具体化し、評価方法を設定する必要がある。また、組織の能力評価における自己点検の方法を具体的に定める必要がある。

「人的ネットワークの活性化」については、人的ネットワーク構築の仕組みである「①専用ホームページを通じた交流の場」、「②直接交流の場」、「③経験の場」の3つの場の提供することを基本とし、仕組みの一つである「①専用ホームページを通じた交流の場」について検討した。また、有明の丘研修の修了者の発案で、「有明の丘ネットワーク」が結成された。今後は、「①専用ホームページを通じた交流の場」としてホームページ等の運用を進めるとともに、施設研修での交流及びフォローアップ研修への参加など「②直接交流の場」での交流の促進が求められる。また、「③経験の場」の取組についても具体化し、人的ネットワークの活性化を図るべきである。

7.2 次年度以降の検討項目

前節7.1のとおり、「研修体系の検証・見直し等」、「標準テキストの構成の整理」、「能力評価の仕組みの設定」、「eラーニングの設計」、「人的ネットワークの活性化」の検討を通じて新たに示された課題や残課題については、次年度以降引き続き検討する。

【次年度以降の検討項目】

1. 研修体系の検証・見直し等

「研修内容の体系」について、第4階層の内容の見直し及び第5階層、第6階層の設定を進める。

そのため、①防災基礎、②災害への備え、③警報避難、④応急活動・資源管理、⑤被災者支援、⑥復旧復興、⑦指揮統制、⑧対策立案、⑨人材育成、⑩組織運営の全10コースに対してコーディネーターを配置するとともに、コーディネーターの助言を受けて体系の内容の見直しを行うべき。また、継続的に維持管理するための体制や管理のための仕組みについても検討する。

その他、外部機関による研修の企画等、多様な研修の形態のあり方や、中小の地方公共団体に対する研修のあり方について検討する。

2. 標準テキストの作成

研修内容の体系の第4階層及び第5階層の各項目について、コーディネーターの助言を受けて標準テキストを作成すべき。その際、学習目標に対して受講者の到達度を確認するためのテストを作成する。

3. 研修指導要領の整備

有明の丘研修のコースごとに、目的や学習目標、学習内容などの要領に定めるべき内容について検討し、講師向けの研修における指導の基準となる研修指導要領を整備すべき。また、指導方法についても検討する。

4. eラーニングの設計

eラーニングを提供するサイトの設計及びコンテンツの設計を行い、開発を進めるための設計仕様書を作成する。

5. 能力評価の仕組みの設定

個人の能力評価における評価基準を具体化し、評価方法について設定すべき。また、組織の能力評価における自己点検の方法を具体的に定める。

6. 人的ネットワークの活性化

研修修了者間の交流の促進をはかりつつ、交流を活性化するために提供すべき取組みを具体化し、人的ネットワークの活性化を図る。

